

クラブ活動計画

2025～2026

**UNITE
FOR
GOOD**

よいことの
ために
手を取りあおう

八尾ロータリークラブ テーマ

原点 回 帰

国際ロータリー第2660地区

八尾ロータリークラブ

| | |
|------------------------|----|
| 国際ロータリー会長 プロフィール | 1 |
| 地区ガバナー方針 | 2 |
| クラブ活動方針 | 3 |
| 現況報告 | |
| 1. 名 称 | 6 |
| 2. 事務所 | |
| 3. 例会日 | |
| 4. 地 域 | |
| 5. 会 員 | 7 |
| 6. 歴代会長・幹事 | 11 |
| 7. 会員年齢構成 | 13 |
| 8. 組織表 | 14 |
| 9. 理事・役員・委員会構成表 | 16 |
| 八尾ロータリークラブ職業分類 | 17 |
| 10. 会計予算 | 22 |
| 11. 行事予定表 | 23 |
| 各委員会 基本方針・活動計画 | 25 |
| 八尾ロータリークラブ定款 | |

国際ロータリー会長 プロフィール

2025-26年度 国際ロータリー会長
フランチェスコ・アレツツォ



ラグーザ ロータリークラブ所属
イタリア

矯正歯科医。

イタリア、ヨーロッパ、アメリカの矯正歯科協会のメンバーとして国際的に活動。

ラグーザ県の National Association of Italian Dentists の副会長、National Trust for Italy の創設者であり、同団体で7年間ラグーザ県を代表した。また、マルタ主権騎士団内の名誉と献身の騎士でもある。

30年以上のロータリー会員であり、合同戦略計画委員会副委員長、RI理事、ラーニングファシリテーター、地区大会での会長代理を歴任。ロータリー財団のメジャードナーおよびベネファクター。

地区ガバナー 挨拶・方針

Unite for Good

— よいことのために手を取りあおう —

国際ロータリー 第2660地区 ガバナー

吉川 健之
(大阪北RC)



皆さま、いよいよ新年度の幕開けです。このたび、2025-26年度ロータリー年度のガバナーを拝命いたしました吉川 健之です。一年間どうぞよろしくお願い申し上げます。

本年度のRI会長メッセージは、「Unite for Good(よいことのために手を取りあおう)」です。直前にRI会長の交替というアクシデントがありましたが、このメッセージに変更はありません。

この言葉には、私たちロータリアンが地域や国境を超えて団結し、善意と奉仕の心をもって行動することへの強い期待が込められています。

私自身のガバナーとしてのスタンスも、このテーマに深く呼応しています。特に以下の三つの視点を大切にしていきたいと思います。

第一に、「学びと交流を通してロータリーを愉しもう」。ロータリーの魅力は、人と人との出会い、そしてそこから生まれる気づきと成長です。クラブ内外での対話を重ね、新たな仲間を迎え入れることで、より活力あるロータリーを築いていきましょう。

第二に、「温故創新」。長い歴史と伝統の中で培われてきたロータリーの精神を大切にしつつ、時代にふさわしいスタイルを柔軟に取り入れていきたいと考えています。デジタル技術の活用によって、バーチャルとリアルが融合する新たな活動の形にも積極的に挑戦してまいります。

そして第三に、「交流」。今年度は、大阪・関西万博の開幕と共に始まる特別な一年です。この大きな機会を活かし、国内外との交流をより一層深めていきたいと思えます。ロータリーならではのネットワークを活かし、多様な価値観を共有し合える場を多く設けてまいります。

「Unite for Good」のもとに、共に歩み、共に笑い、共に未来を創る一年にいたしましょう。一人ひとりの行動が、地域に、世界に、そして未来に、確かな善の波紋を広げていくと信じています。

クラブ活動方針



会 長
小 谷 逸 朗

2025-26年度 八尾ロータリークラブの会長を拝命いたしました小谷でございます。責任の重大さに身の引き締まる思いです。私は2013年9月に歴史と伝統のある八尾ロータリークラブに入会させていただきました。会長として精一杯務めさせていただきますので皆様ご協力をよろしくお願いたします。

「よいことのために手を取りあおう」

「よいことのために手を取りあおう」は2025-26年度のRI会長マリオ・セザール・マルティンス・デ・カマルゴ氏のメッセージです。突然マリオ氏が就任直前でRI会長の職を辞され、イタリア出身のフランチェスコ・アレオ氏が新たにRI会長の職に就かれます。メッセージは変わりません。分断されがちな世界において、ロータリーは団結と希望の光となります。私たちのプロジェクトは人種、ジェンダー、性別、思想、経済的背景の異なる人々を結び付け、世界でよいことをするという共通の目的で私たちを一つにします。また3つの柱として「革新」「継続性」「パートナーシップ」を掲げています。

さて2660地区吉川健之ガバナーは2025-26年度の活動スタンスを

Enjoy Rotary through learning & personal exchanges

学びと交流を通してロータリーを愉しもう

— 新たな仲間を迎えよう —

とし、次の2つのキーワードを挙げておられます。

1. 温故創新 Create Future

伝統と歴史から学びつつ今の時代に相応しい活動様式を積極的に取り入れ、デジタル活用によりバーチャルとリアル融合の斬新なスタイルにもチャレンジする。

2. 交流 Personal Exchanges

地区内において新たな交流の機会を創出し、クラブの活性化を目指す。

- 合同例会方式によるガバナー公式訪問
- 地区交流活性化委員会の新設等

さらに2025-26年度の地区年次目標として以下の目標を掲げています。

1. より大きなインパクトをもたらす

- 温故創新のコンセプトのもと、伝統と歴史から学びつつも、今の時代に相応しい活動様式を積極的に取り入れる。

2. 参加者の基盤を広げる

- 衛星クラブを含めた新クラブ設立を推奨する。
- 合同例会方式によるガバナー公式訪問を実施し、異なるクラブおよびクラブ会員同士の新たな繋がり創出の機会を設ける。
- 新設する地区交流活性化委員会のアシストによって、地区内における新たな交流やフェロシップの機会を創出し、クラブの活性化を図る。

3. 参加者の積極的なかかわりを促す

- すべてのクラブが、クラブビジョンや地区中期3か年目標の策定に取り組むことを通じて、クラブの未来について話し合うことを推奨する。
- 米山記念奨学会を支援する（ロータリアンは寄付目標3万円）
- 全クラブのクラブ優秀賞受賞を目指す。

4. 適応力を高める

- 温故創新のコンセプトのもと、伝統と歴史から学びつつも、今の時代に相応しい活動様式を積極的に取り入れる。
- デジタル活用によりバーチャルとリアル融合の斬新なスタイルにもチャレンジする。
- すべてのクラブ会員がMy Rotaryに登録し、活動できるよう推進する。

以上が地区の年次目標です。

翻って我が八尾ロータリークラブは本年度創設65周年を迎えます。

歴代の諸先輩のご努力に深く感謝し、今年度のクラブのかじ取りをしっかりと行ってまいります。

2660地区吉川ガバナーは「温故創新」、「交流」とのテーマを掲げ1年間活動されます。

改めて、我が八尾ロータリークラブを再度、原点に戻り本来の親睦、ロータリー活動を認識するためにも、「初心に戻る」ためにクラブのテーマを「原点回帰」といたします。今の立ち位置にある現状をよく把握して今後のロータリー活動に生かして行きたいと思っております。

65周年事業については記念式典は2026年3月28日(土)に帝国ホテルにて行います。国内外の友好クラブからのお祝いを受け共にお祝いしたいと思います。

国内記念事業は能登復興のため珠洲市ヘテントを贈呈、地区補助金も利用します。8月には舞子高校とジョイントで珠洲市を訪問し出前授業を実施します。クラブを挙げてこれまでお世話になった方々へ感謝を伝えたいと思っています。

65周年を迎えるにあたり喫緊の課題は会員増強です。現在会員数は59名で、記念すべき年度として会員数70名を年度内の目標とします。女性会員の増強が今年度の大きなポイントとなります。会員全体が一人一人会員増強に向けご努力をお願いします。

出席率向上について現在出席率が60%台を続けております。

これはメイキャップをせずに欠席を続けていること、出席に対する意識が欠如していることに他なりません。出席委員会を中心に出席率向上のための検討を図ります。ロータリーの原点は例会出席からです。

昨今、諸先輩方々のご努力により国内外の友好クラブとの交流が盛んになってまいりました。従来の越中八尾委員会を友好クラブ委員会に拡大し、越中八尾、台北東、イーストホノルル、マリラオサークル、メイカウアヤンイーストとの交流を広げることは我々八尾ロータリークラブにとっては国際化、友好の機会の拡大とまたとない事例になると喜んでおります。6月7、8日のEXPOフェスタには友好クラブのメンバーの方々に多数参加していただきました。引き続き交流の発展のためにご努力をお願いします。

委員会人事について感謝とお礼です。今年度の委員会人事については各委員会がよくその役割を理解し、委員会同士の協力体制の強化のため委員のコラボを行っていただいています。ともに助け合い、事業を発展、拡大させるために自発的に行っていただいたことに感謝します。

「原点回帰」

この言葉をよくかみしめ、いつも初心に帰り、自分の立ち位置を認識し前向きに、一生懸命活動してゆきましょう！

現況報告

1. 名 称 八尾ロータリークラブ
例会場 〒581-0006 八尾市清水町1丁目1番6号 八尾商工会議所会館 3階
TEL (072) 991-2129 URL www.yaorc.com
FAX (072) 924-0010 E-mail : info@yaorc.com
2. 事務所 同上 2階 203号・205号
3. 例会日 毎週水曜日 (12時30分～13時30分)
4. 地 域 八尾市全域

ごあいさつ

幹 事 中 川 廣 次

2025-26年度 歴史ある八尾ロータリークラブの幹事を拝命いたしましたことに、光栄であるとともに責任の重さを痛感しております。

また今年度は、我クラブにとって65周年という記念すべき年でもあります。節目にふさわしい事業をサポートさせていただくことが私の役目と理解しております。

その上で、今年度2660地区吉川健之ガバナーの活動方針である「温故知新」から伝統と歴史から学びつつも新しいことにも積極的にチャレンジしていきたいと考えております。

そして今年度 小谷会長のテーマであります「原点回帰」を実行すべく、会員の皆様と共有できるような1年にしたいと考えております。また今年度迎える65周年の記念式典においても、これまで支えていただいた皆様への感謝を込めて、そしてさらに交流の輪が広がっていくような機会にさせて頂くために尽力したいと考えております。

私自身も原点に返り精一杯務めさせて頂ければと思います。

会員の皆様にはこの1年ご指導ご鞭撻頂けます様、よろしくお願ひいたします。

5. 会員（7月1日現在）

会員数 チャーターメンバー 21名（発足時）

総数 59名

入退会者一覧

| 年度 | 年月 | 入会 | 退会 | 期末会員数 | 退会理由 |
|----|-------------------|----|----|-------|------------------------------|
| 1 | 1961.3～ 1962.6 | 30 | 3 | 27 | 転出3 |
| 2 | 1962.7～ 1963.6 | 6 | 3 | 30 | 業務多忙2 転出1 |
| 3 | 1963.7～ 1964.6 | 8 | 3 | 35 | 死亡2 職業分類喪失1 |
| 4 | 1964.7～ 1965.6 | 5 | 1 | 39 | 転出1 |
| 5 | 1965.7～ 1966.6 | 7 | 4 | 42 | 業務多忙2 転出2 |
| 6 | 1966.7～ 1967.6 | 2 | 5 | 39 | 転出3 職業分類喪失2 |
| 7 | 1967.7～ 1968.6 | 4 | 2 | 41 | 死亡1 病弱1 |
| 8 | 1968.7～ 1969.6 | 9 | 6 | 44 | 転出2 職業分類喪失2 死亡1 病弱1 |
| 9 | 1969.7～ 1970.6 | 9 | 3 | 50 | 転出2 死亡1 |
| 10 | 1970.7～ 1971.6 | 8 | 4 | 54 | 業務多忙2 転出1 病弱1 |
| 11 | 1971.7～ 1972.6 | 10 | 8 | 56 | 病弱2 死亡1 業務多忙2 転出2 職業分類喪失1 |
| 12 | 1972.7～ 1973.6 | 6 | 5 | 57 | 転出3 業務多忙1 病弱1 |
| 13 | 1973.7～ 1974.6 | 3 | 2 | 58 | 転出2 業務多忙1 |
| 14 | 1974.7～ 1975.6 | 5 | 3 | 60 | 転出1 業務多忙2 |
| 15 | 1975.7～ 1976.6 | 6 | 1 | 65 | 業務多忙1 |

| | | | | | |
|----|-------------------|----|----------|------------|---------------------------------|
| 16 | 1976.7～ 1977.6 | 5 | 5 | 65 | 業務多忙3 病弱1 死亡1 |
| 17 | 1977.7～ 1978.6 | 6 | 1 | 70 | 死亡1 |
| 18 | 1978.7～ 1979.6 | 3 | 4 | 69 | 病弱4 |
| 19 | 1979.7～ 1980.6 | 4 | 6 | 67 | 死亡2 業務多忙2 転出2 |
| 20 | 1980.7～ 1981.6 | 4 | 6 | 64 | 死亡1 一身上都合3 業務多忙1 転出1 |
| 21 | 1981.7～ 1982.6 | 12 | 5 | 71 | 死亡1 一身上都合2 転出2 |
| 22 | 1982.7～ 1983.6 | 6 | 2 | 74 | 死亡1 業務多忙1 |
| 23 | 1983.7～ 1984.6 | 5 | 6 | 73 | 死亡1 業務多忙2 転出2 病弱1 |
| 24 | 1984.7～ 1985.6 | 6 | 4 | 75 | 転出2 死亡1 業務多忙1 |
| 25 | 1985.7～ 1986.6 | 3 | 4 | 74 | 転出2 死亡2 |
| 26 | 1986.7～ 1987.6 | 6 | 5 | 75 | 転出1 一身上都合2 業務多忙1 病弱1 |
| 27 | 1987.7～ 1988.6 | 4 | 3 (5) | 76 (74) | 転出1 一身上都合(1) 病弱(1) 死亡1 業務多忙1 |
| 28 | 1988.7～ 1989.6 | 2 | 3 (1) | 74 (73) | 死亡2 一身上都合(1) |
| 29 | 1989.7～ 1990.6 | 9 | 4 (1) | 78 (77) | 死亡2 転出2 業務多忙(1) |
| 30 | 1990.7～ 1991.6 | 3 | 6 (3) | 77 (74) | 業務多忙5 病弱1 |
| 31 | 1991.7～ 1992.6 | 5 | 2 | 77 | 死亡1 転出1 |
| 32 | 1992.7～ 1993.6 | 5 | 3 (1) | 80 (79) | 業務多忙2(1) 転出1 |
| 33 | 1993.7～ 1994.6 | 5 | 5 (2) | 81 (79) | 死亡2 転出1 業務多忙1 一身上都合1 |
| 34 | 1994.7～ 1995.6 | 7 | 5 (1) | 81 (80) | 死亡2 転出1 病弱1 一身上都合2 |

| | | | | | |
|----|-------------------|---|----------|------------|-------------------------------------|
| 35 | 1995.7～ 1996.6 | 7 | 5 (1) | 82 (81) | 死亡2 病弱1 転出2 業務多忙(1) |
| 36 | 1996.7～ 1997.6 | 6 | 3 (1) | 84 (83) | 業務多忙2 転出1 一身上都合1 |
| 37 | 1997.7～ 1998.6 | 7 | 3 (1) | 87 (85) | 業務多忙2 転出3 |
| 38 | 1998.7～ 1999.6 | 5 | 4 (2) | 88 (86) | 死亡1 一身上都合3 |
| 39 | 1999.7～ 2000.6 | 6 | 5 (3) | 87 (84) | 死亡2 病弱2 (2) 転出1 (1) |
| 40 | 2000.7～ 2001.6 | 5 | 3 (6) | 86 (80) | 転出1 (1) 一身上都合2 (3) 病弱(1) 業務多忙(1) |
| 41 | 2001.7～ 2002.6 | 5 | 4 | 84 (81) | 業務多忙(1) 転出(2) 病弱(1) |
| 42 | 2002.7～ 2003.6 | 6 | 4 | 83 | 業務多忙(2) 死亡(1) 健康都合(1) |
| 43 | 2003.7～ 2004.6 | 8 | 1 | 90 | 死亡(1) |
| 44 | 2004.7～ 2005.6 | 2 | 6 | 86 | 死亡(1) 業務多忙(4) 健康都合(1) |
| 45 | 2005.7～ 2006.6 | 2 | 5 | 83 | 業務多忙(3) 健康都合(2) |
| 46 | 2006.7～ 2007.6 | 5 | 5 | 83 | 業務多忙(4) 健康都合(1) |
| 47 | 2007.7～ 2008.6 | 2 | 4 | 81 | 業務多忙(1) 死亡(1) 健康都合(2) |
| 48 | 2008.7～ 2009.6 | 6 | 5 | 82 | 業務多忙(5) |
| 49 | 2009.7～ 2010.6 | 3 | 2 | 83 | 健康都合(2) |
| 50 | 2010.7～ 2011.6 | 2 | 12 | 73 | 業務多忙(6) 健康都合(5) 死亡(1) |
| 51 | 2011.7～ 2012.6 | 4 | 13 | 64 | 死亡2 転勤1 病気療養1 (1) 業務多忙9 (6) |
| 52 | 2012.7～ 2013.6 | 2 | 6 | 60 | 死亡1 業務多忙5 (2) |
| 53 | 2013.7～ 2014.6 | 2 | 3 | 59 | 死亡1 業務多忙2 (1) |

| | | | | | |
|----|-------------------|---|----------|----|--|
| 54 | 2014.7～ 2015.6 | 1 | 7 | 53 | 死亡1 健康都合1(1) 病気療養1(1) 業務多忙4(2) |
| 55 | 2015.7～ 2016.6 | 7 | 4 | 56 | 業務多忙(3) 健康都合(1) |
| 56 | 2016.7～ 2017.6 | 4 | 6 | 54 | 死亡(1) 健康都合(1) 転出(1) 業務多忙(2) 転勤(1) |
| 57 | 2017.7～ 2018.6 | 5 | 1 | 58 | 業務多忙(1) |
| 58 | 2018.7～ 2019.6 | 4 | 2 | 60 | 業務多忙(2) |
| 59 | 2019.7～ 2020.6 | 8 | 0 | 68 | |
| 60 | 2020.7～ 2021.6 | 1 | 7 (2) | 62 | 健康都合(7) |
| 61 | 2021.7～ 2022.6 | 8 | 10 | 60 | 死亡1 健康都合4(3) 業務多忙4(3) 転勤1(1) |
| 62 | 2022.7～ 2023.6 | 8 | 6 (4) | 62 | 死亡1 健康都合1(1) 業務多忙4(3) |
| 63 | 2023.7～ 2024.6 | 2 | 5 (2) | 59 | 死亡1 業務多忙4(2) |
| 64 | 2024.7～ 2025.6 | 3 | 4 (2) | 58 | 転勤1 健康都合1 一身上都合1(1) 理由つきでクラブにより1(1) |

() 印は6月末日退会

6. 歴代会長・幹事

| 年度 | 会長 | 副会長 | 幹事 | 副幹事 |
|---------|--------|-----------|-------|----------|
| 1960～61 | 田中誠三郎 | 片岡兼二 | 柴谷好則 | |
| 1961～62 | 田中誠三郎 | 片岡兼二 | 柴谷好則 | |
| 1962～63 | 杉本萬五郎 | 中村忠夫・影山光二 | 仲谷常次 | 大東英一 |
| 1963～64 | 中村忠夫 | 青木豊隆 | 長谷川善吾 | 戸田孝 |
| 1964～65 | 今川三郎 | 古藤敏夫 | 平野大太郎 | 戸田孝 |
| 1965～66 | 平野大太郎 | 西本幸生 | 戸田孝 | 片岡信雄 |
| 1966～67 | 青木豊隆 | 田中彰 | 戸田孝 | 杉本一三 |
| 1967～68 | 安田光憲 | 山階忠四郎 | 杉本一三 | 中野通雄 |
| 1968～69 | 永井武 | 戸田孝 | 杉本一三 | 片岡信雄 |
| 1969～70 | 長谷川善吾 | 杉山英治郎 | 片岡信雄 | 柏原俊夫 |
| 1970～71 | 戸田孝 | 杉本一三 | 山畑雅裕 | 谷村安脩 |
| 1971～72 | 渡辺奇敏 | 山口秀高 | 前田東 | 谷村安脩 |
| 1972～73 | 山口秀高 | 高井保雄 | 増田鼎 | 堀井繁寛 |
| 1973～74 | 高井保雄 | 天野昌利 | 堀井繁寛 | 佐野匡史 |
| 1974～75 | 天野昌利 | 杉本一三 | 柏原俊夫 | 佐野匡史 |
| 1975～76 | 田中彰 | 増田鼎 | 古川利行 | 当座幸男 |
| 1976～77 | 杉山英治郎 | 山畑雅裕 | 佐野匡史 | 柏原俊夫 |
| 1977～78 | 古藤敏夫 | 中西喜三郎 | 田中光雄 | 山田真吾 |
| 1978～79 | 杉本一三 | 田中純吉 | 永井敬二 | 神崎繁 |
| 1979～80 | 増田鼎 | 古川利行 | 吉川鹿雄 | 平松秀一 |
| 1980～81 | 藤本直 | 谷村安脩 | 当座幸男 | 板倉與兵衛 |
| 1981～82 | 辻合喜代太郎 | 柏原俊夫 | 平松秀一 | 坂上節哉 |
| 1982～83 | 山畑雅裕 | 佐野匡史 | 吉田八郎 | 安原源一・小川寛 |
| 1983～84 | 三木利雄 | 安原源一 | 坂上節哉 | 三岡嘉治 |
| 1984～85 | 田中純吉 | 古村桂 | 松本新太郎 | 森川勝 |
| 1985～86 | 吉川鹿雄 | 片岡信雄 | 板倉與兵衛 | 高木優一 |
| 1986～87 | 谷村安脩 | 植野重雄 | 木村義一 | 新居恒男 |
| 1987～88 | 柏原俊夫 | 平松秀一 | 橋本雄司 | 加藤安 |
| 1988～89 | 安原源一 | 吉田八郎 | 渡辺梓 | 坂本憲治 |
| 1989～90 | 古村桂 | 坂上節哉 | 山口幸雄 | 田中昌之 |

| 年 度 | 会 長 | 副 会 長 | 幹 事 | 副 幹 事 |
|-----------|-------|-------------|-------|-------|
| 1990～91 | 佐野 清 | 岩田良三 | 小川 寛 | 中西啓詞 |
| 1991～92 | 植野重雄 | 板倉與兵衛・吉川秀次郎 | 森川 勝 | 池尻 誠 |
| 1992～93 | 仲谷常次 | 松本新太郎・柴田英一 | 大槻美佐夫 | 永井 忠 |
| 1993～94 | 平松秀一 | 三岡嘉治・小倉九蔵 | 田中昌之 | 今川憲治 |
| 1994～95 | 吉田八郎 | 木村義一・那須郷磨 | 高木優一 | 中川 將 |
| 1995～96 | 坂上節哉 | 力石恒夫・吉成敏行 | 居相英機 | 後藤孝吉 |
| 1996～97 | 松本新太郎 | 森川 勝・山口幸雄 | 加藤 隆 | 原田正義 |
| 1997～98 | 板倉與兵衛 | 高木優一・今井 博 | 中島孝夫 | 正野 憲 |
| 1998～99 | 木村義一 | 橋本雄司・渡辺 祥 | 中西啓詞 | 山田隆章 |
| 1999～2000 | 高木優一 | 小川 寛・大槻美佐夫 | 坂本憲治 | 高橋一郎 |
| 2000～01 | 森川 勝 | 田中昌之・居相英機 | 池尻 誠 | 小山悦治 |
| 2001～02 | 山口幸雄 | 加藤 隆・正田常雄 | 今川憲治 | 井川孝三 |
| 2002～03 | 橋本雄司 | 中西啓詞・中谷武男 | 中川 將 | 小林成禎 |
| 2003～04 | 大槻美佐夫 | 後藤孝吉・池尻 誠 | 奥田勝啓 | 尾山浩司 |
| 2004～05 | 中島孝夫 | 今川憲治・原田正義 | 下城 圓 | 今西敦之 |
| 2005～06 | 居相英機 | 坂本憲治・高井榮彌 | 村本順三 | 久尾潤一郎 |
| 2006～07 | 後藤孝吉 | 奥田勝啓・吉田義行 | 高橋一郎 | 川田 隆 |
| 2007～08 | 池尻 誠 | 田中義明・鈴木脩弘 | 正野 憲 | 吉本憲司 |
| 2008～09 | 今川憲治 | 小山悦治 | 井川孝三 | 野田重夫 |
| 2009～10 | 坂本憲治 | 村本順三 | 山本昌市 | 谷口俊文 |
| 2010～11 | 中西啓詞 | 中川廣次 | 山本勝彦 | 長竹 浩 |
| 2011～12 | 小山悦治 | 菅野茂人 | 植 健次 | 吉田法功 |
| 2012～13 | 井川孝三 | 山本昌市 | 田中康正 | 松村康司 |
| 2013～14 | 高井榮彌 | 山本勝彦・井川孝三 | 川田 隆 | 水野雅由 |
| 2014～15 | 中川 將 | 濱岡千寿郎 | 吉本憲司 | 稲田賢二 |
| 2015～16 | 村本順三 | 笠井 実 | 飯田寛光 | 小谷逸朗 |
| 2016～17 | 山本昌市 | 田中康正 | 山陰恭志 | 中西広美 |
| 2017～18 | 菅野茂人 | 宇野泰正 | 長竹 浩 | 幡田賀紀 |
| 2018～19 | 山本勝彦 | 稲田賢二・柏木武生宜 | 澁谷登志和 | 福田隆教 |
| 2019～20 | 笠井 実 | 小谷逸朗 | 吉田法功 | 相馬康人 |

| 年 度 | 会 長 | 副 会 長 | 幹 事 | 副 幹 事 |
|---------|---------|---------|---------|---------|
| 2020～21 | 飯 田 寛 光 | 吉 本 憲 司 | 松 井 良 介 | 野 村 俊 隆 |
| 2021～22 | 田 中 康 正 | 児 林 秀 一 | 新 宮 一 誓 | 曾 家 清 弘 |
| 2022～23 | 吉 本 憲 司 | 長 竹 浩 | 稲 田 賢 二 | 大 槻 恭 介 |
| 2023～24 | 児 林 秀 一 | 山 陰 恭 志 | 大 槻 恭 介 | 谷 口 善 紀 |
| 2024～25 | 長 竹 浩 | 野 村 俊 隆 | 相 馬 康 人 | 福 村 修 一 |
| 2025～26 | 小 谷 逸 朗 | 松 下 和 彦 | 中 川 廣 次 | 原 田 達 也 |

7. 会員年齢構成

平均 60.76歳 最低 34歳 最高 90歳

30代 3名

40代 8名

50代 17名

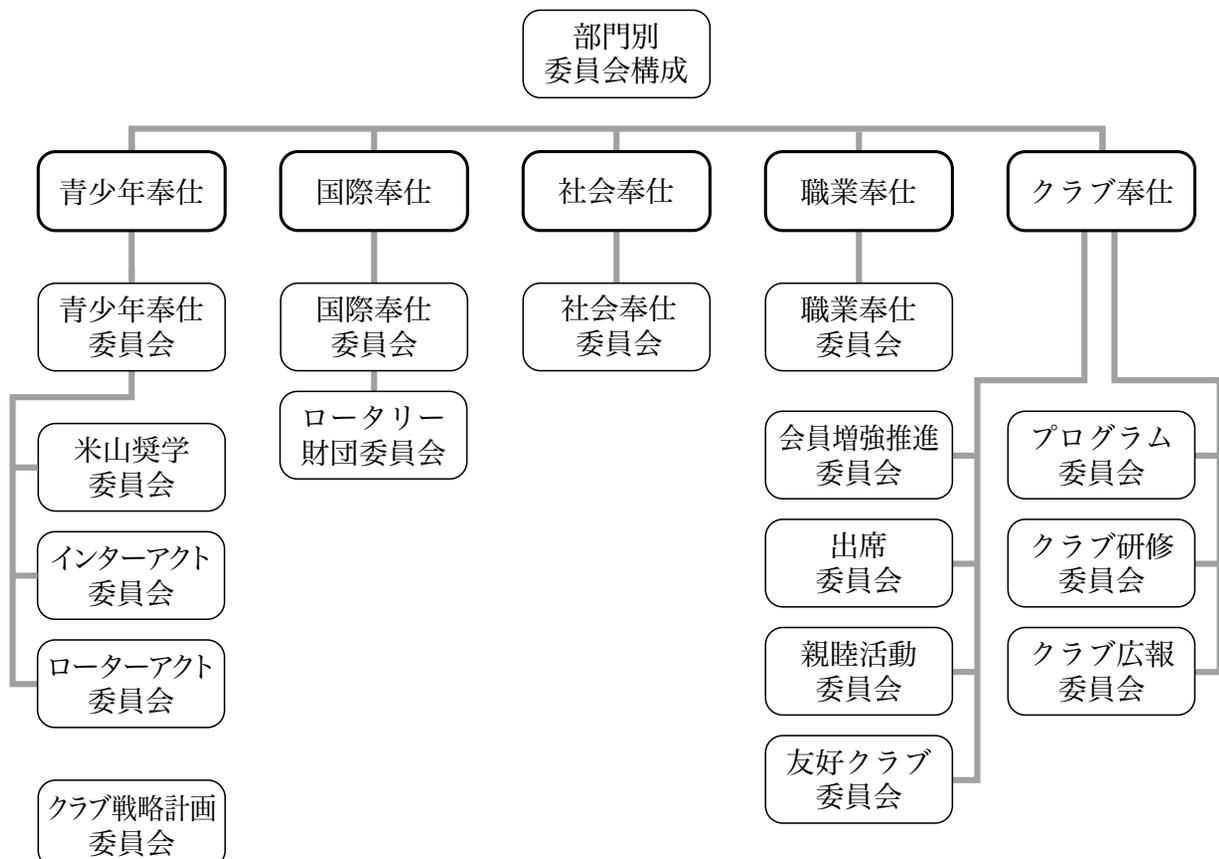
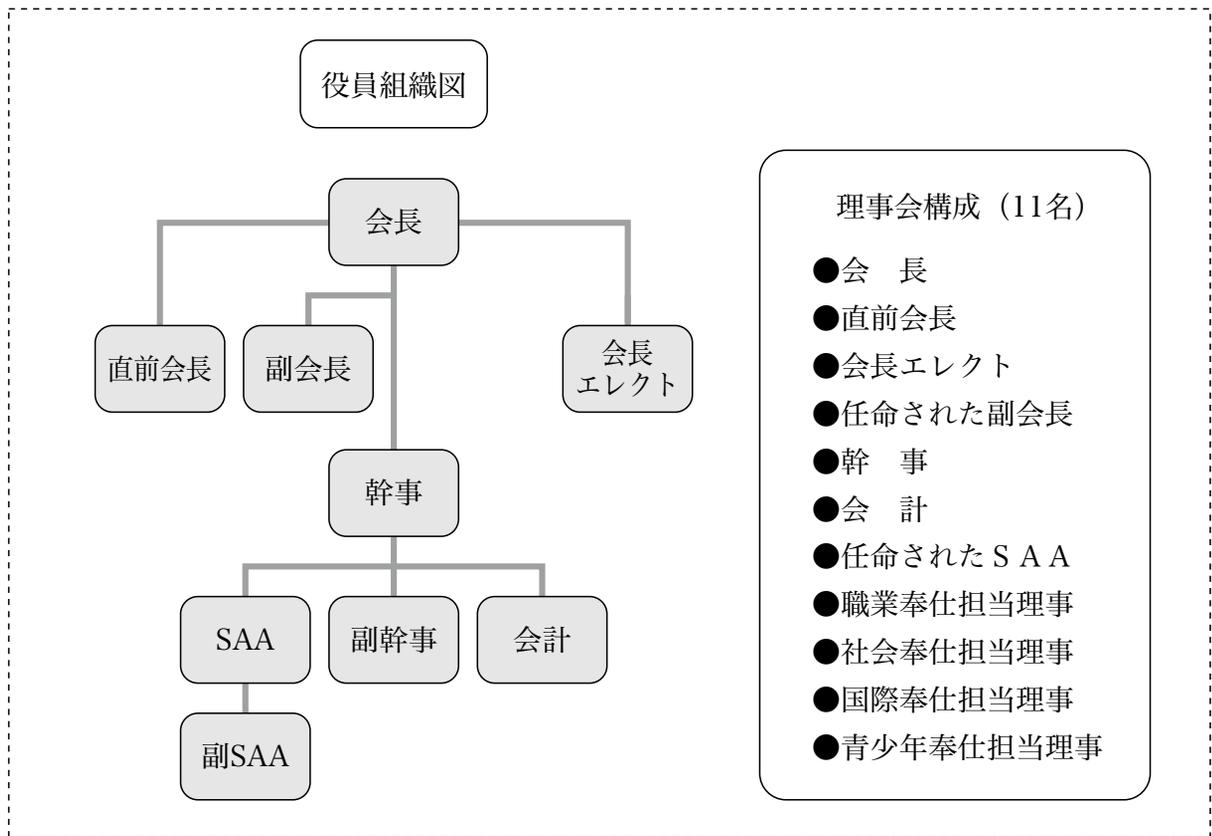
60代 15名

70代 11名

80代 4名

90代 1名

8. 組織表



| 役 員 | | 理 事 |
|---------|-----------|-----------|
| 会 長 | 小 谷 逸 朗 | 小 谷 逸 朗 |
| 直 前 会 長 | 長 竹 浩 | 長 竹 浩 |
| 会長エレクト | 澁 谷 登 志 和 | 澁 谷 登 志 和 |
| 副 会 長 | 松 下 和 彦 | 松 下 和 彦 |
| 幹 事 | 中 川 廣 次 | 中 川 廣 次 |
| 会 計 | 吉 田 法 功 | 吉 田 法 功 |
| S A A | 新 宮 一 誓 | 新 宮 一 誓 |
| 補 佐 | | 相 馬 康 人 |
| 副 幹 事 | 原 田 達 也 | 加 藤 優 |
| 副 S A A | 山 本 勝 彦 | 谷 口 善 紀 |
| | 西 村 衛 | 浦 上 健 司 |
| | 大 槻 恭 介 | |
| | 富 田 宏 | |
| | 平 尾 貴 英 | |
| | 大 橋 裕 之 | |
| | 倉 角 和 弥 | |
| | 北 山 弾 也 | |
| | 上 農 修 | |
| | 前 田 一 章 | |
| | 浦 川 良 子 | |

9. 2025～2026年度 理事・役員・委員会構成表

| | 役員 | 副 | 理事・役員会構成 |
|--------|----|----|---|
| 会長 | 小谷 | | 小谷・長竹・澁谷・松下・中川・吉田・ 新宮・相馬・加藤・谷口・浦上 |
| 直前会長 | 長竹 | | |
| 会長エレクト | 澁谷 | | |
| 副会長 | 松下 | | |
| 幹事 | 中川 | 原田 | |
| 会計 | 吉田 | | |
| S A A | 新宮 | | 山本(勝)・西村・大槻・富田・平尾・大橋・倉角・ 北山・上農・前田・浦川 |

| 委員会・担当理事 | 小委員会 | 委員長 | 副委員長 | 委員 |
|--------------------------|------------|-------|-------|---|
| クラブ管理 運営委員会 松下 | 会員増強推進委員会 | 澁谷 | 児林(秀) | 山口・山本(勝)・菅野・稲田 |
| | 出席委員会 | 平尾 | 大槻 | 寺坂・倉角 |
| | 親睦活動委員会 | 長竹 | 相馬 | 山本(昌)・稲田・田中(貴)・上農・ 田中(勝)・大松・依田・前田・浦川・ 天童・福川 |
| | 友好クラブ委員会 | 倉内 | 北山 | 村本・大橋・前田 |
| | プログラム委員会 | 児林(秀) | 居相 | 山本(昌)・吉本・野村・水野 |
| | クラブ研修委員会 | 竹中 | 富田 | 池尻・吉本・大橋・田中(貴) |
| | クラブ広報委員会 | 福村 | 竹中 | 高井・出口 |
| 職業奉仕委員会 | | 相馬 | 出口 | 居相・西村・松岡・谷口・前田 |
| 社会奉仕委員会 | | 加藤 | 水野 | 菅野・野村・平尾・佐々木・森川・ 竹中・出口・浦上・依田 |
| 国際奉仕委員会 | | 谷口 | 福村 | 山陰・児林(秀)・鼓呂雲・浦上・田中(貴) |
| | ロータリー財団委員会 | 友田 | 児林(健) | 福田 |
| 青少年奉仕委員会 | | 浦上 | 野村 | 山本(昌)・田中(正)・山本(隆)・大橋 |
| | インターアクト委員会 | 出口 | 田中(貴) | 大槻・相馬・田中(勝)・依田 |
| | ローターアクト委員会 | 児林(健) | 依田 | 山陰・倉角・加藤・北山 |
| | 米山奨学委員会 | 水野 | 山陰 | 山本(義)・村本・大熊・福村 |
| クラブ戦略計画委員会 | | 吉本 | 山本(勝) | 松本・長竹・小谷・渋谷 |

| | | | |
|-----------|--------|----------|-----------|
| 65周年実行委員会 | 委員長 池尻 | 幹事 児林(秀) | 副幹事 浦上・出口 |
|-----------|--------|----------|-----------|

*IM4組ガバナー補佐 田中(正)

*米山奨学生カウンセラー 村本

*地区出向 諮問委員会 松本 インターアクト委員会 委員 竹中
RYLA委員会 副委員長 倉角 ローターアクト委員会 委員 加藤
職業奉仕委員会 委員 谷口 交流活性化委員会 委員 児林(秀)
ロータリー財団委員会 委員 友田

八尾ロータリークラブ職業分類

2025年7月1日現在

実業の部

| 大分類 | 中分類 |
|-------------|---|
| 1. 資源及びその関係 | 1) 農業・園芸 2) 石炭・鉱油 |
| 2. 建築関係 | 1) 建設・請負 2) 工事・設備 |
| 3. 製造業 | 1) 金属加工 2) 機械・装置製造 3) 輸送機器製造 4) 電気・電子工業 5) 紙工業 6) 繊維工業 7) 窯業 8) 化学工業 9) プラスチック工業 10) ゴム工業 11) 食品工業 12) 家具製造 13) 家庭用品製造 14) 業務用資材 |
| 4. 流通 | 1) 運輸 2) 貿易 |
| 5. 業務 | 1) 金融・保険 2) 不動産 3) 小売 4) 飲食 5) サービス 6) 印刷・出版 7) 情報・通信 8) 輸送機器 9) 社会福祉 10) 冠婚葬祭 |

専門職業の部

| | |
|--|---|
| | 1) 法律 2) 会計 3) 医療 4) 物理療法 5) 学校教育 6) 宗教 7) 芸術 |
|--|---|

八尾ロータリークラブ職業分類表

実業の部

1. 資源及びその関係

| 中分類 | 小分類 | 正会員 | |
|----------|----------------|---------|--|
| 1) 農業・園芸 | ①園芸 ②造園 | 稲 田 賢 二 | |
| 2) 石炭・鉱油 | ①石炭販売 ②石油販売 | | |

2. 建築関係

| 中分類 | 小分類 | 正会員 | |
|----------|--|--|--------------------|
| 1) 建設・請負 | ①建築設計・監理 ②総合建設 ③建築コンサルタント ④建築請負 ⑤建築資材・リース ⑥建築改修 | 山 本 昌 市 中 川 廣 次 西 村 衛 | 菅 野 茂 人 新 宮 一 誓 |
| 2) 工事・設備 | ①ガス設備 ②空調設備 ③通信・信号工事 ④塗装 ⑤電機設備・消防設備 | 田 中 正 勝 山 本 勝 彦 澁 谷 登 志 和 吉 田 法 功 | |

3. 製造業

| 中分類 | 小分類 | 正会員 | |
|------------|--|-------------------------------|---------|
| 1) 金属加工 | ①ステンレス鋼製造・加工 ②金属製品製造 ③プレス加工 ④綿材加工 ⑤コンベア部品製造 ⑥建物金物製造 | 居 相 英 機 富 田 宏 | 平 尾 貴 英 |
| 2) 機械・装置製造 | ①工業用炉 ②工作機械部品 ③製本機械 ④コンベアー ⑤計量器 | 山 本 義 治 寺 坂 哲 之 村 本 順 三 | |
| 3) 輸送機器製造 | ①船舶用品製造 | | |

| | | | |
|-------------|--|-------------------|------|
| 4) 電気・電子工業 | ①電気器具製造 ②電子部品製造 | | |
| 5) 紙工業 | ①紙管製造 ②紙器製造 ③紙加工 | | |
| 6) 繊維工業 | ①撚糸製造 ②繊維加工 | 原田達也 | 北山弾也 |
| 7) 窯業 | ①瓶製造 ②ガラス繊維加工 ③魔法瓶製造 | | |
| 8) 化学工業 | ①化学薬品製造 ②界面活性剤製造 ③石鹼製造 ④医薬品製造 | | |
| 9) プラスチック工業 | ①プラスチック製品製造 | | |
| 10) ゴム工業 | ①工業用ゴム製造 ②工業精密部品製造 | | |
| 11) 食品工業 | ①飴菓子製造 ②洋菓子製造 ③和菓子製造 ④パン製造 ⑤米菓製造 ⑥乳製品製造 ⑦油脂製品製造 ⑧青果加工 | 池尻 誠 福村 修一 | |
| 12) 家具製造 | ①仏壇製造 | 長竹 浩 | |
| 13) 家庭用品製造 | ①歯刷子製造 ②歯刷子企画 ③ファスナー製造 | 谷口善紀 | |
| 14) 業務用資材 | ①販促資材 ②学校教材 ②POP加工 | | |

4. 流通

| 中分類 | 小分類 | 正会員 | |
|-------|-------|------------------|------------------|
| 1) 運輸 | ①運輸倉庫 | 高井 榮 彌 大槻 恭 介 | 田中 康 正 田中 康 貴 |
| | ②運送 | 上 農 修 | |
| 2) 貿易 | ①貿易商 | | |
| | ②国際輸送 | | |

5. 業務

| 中分類 | 小分類 | 正会員 | |
|----------|-------------|--------------------------------------|--------|
| 1) 金融・保険 | ①銀行 | 水野 清 慈 小谷 逸 朗 | 福川 聖 光 |
| | ②保険 | | |
| | ③証券 | | |
| 2) 不動産 | ①不動産賃貸 | 松本新太郎 山口 智 士 大松 桂 右 出口 貴 士 | 依田 章 宏 |
| | ②不動産管理 | | |
| | ③不動産コンサルタント | | |
| | ④不動産販売 | | |
| | ⑤不動産仲介 | | |
| 3) 小売 | ①眼鏡販売 | 大熊 勉 加藤 優 大橋 裕 之 | |
| | ②百貨店 | | |
| | ③ペット食品 | | |
| | ④福祉用具 | | |
| | ⑤医薬品販売 | | |
| 4) 飲食 | ①レストラン | 竹中 浩 人 | |
| | ②大衆割烹 | | |
| | ③給食 | | |
| 5) サービス | ①警備 | 山陰 恭 志 福田 隆 教 児林 秀 一 浦上 健 司 | |
| | ②洗車 | | |
| | ③旅行斡旋 | | |
| | ④音楽事務所 | | |
| | ⑤貸切バス | | |
| | ⑥人材派遣 | | |
| | ⑦環境衛生商品レンタル | | |
| | ⑧動物展示・販売 | | |
| | ⑨学習塾 | | |

| | | | |
|----------|-----------------------------|---------------|------|
| 6) 印刷・出版 | ①総合印刷 ②オフセット印刷 ③シール裁断 | 吉本憲司 | |
| 7) 情報・通信 | ①電話 | | |
| 8) 輸送機器 | ①航空機販売・整備 ②自動車販売・整備 | 鼓呂雲健造 山本隆一 | |
| 9) 社会福祉 | ①高齢者介護 | 相馬康人 児林健太 | 倉角和弥 |
| 10) 冠婚葬祭 | ①葬祭 | | |

専門職業の部

| 中分類 | 小分類 | 正会員 | |
|---------|--|----------------------|------|
| 1) 法律 | ①弁護士 ②司法書士 ③行政書士 ④社会保険労務士 | 松岡伸晃 前田一章 野村俊隆 | |
| 2) 会計 | ①税理士 | 倉内雅寛 | |
| 3) 医療 | ①内科医 ②外科医 ③小児科医 ④産婦人科医 ⑤耳鼻咽喉科医 ⑥歯科医 ⑦薬剤師 | 佐々木洋 森川充康 | 松下和彦 |
| 4) 物理療法 | ①理学療法士 ②作業療法士 | | |
| 5) 学校教育 | ①大学教授 ②高校教諭 ③幼稚園教諭 | | |
| 6) 宗教 | ①仏教 ②神道 | 友田昭 | |
| 7) 芸術 | ①歌手 ②書道 | 天童よしみ 浦川良子 | |

10. 2025～2026年度 会計予算

1. 委員会・管理部門

【収入の部】

| | 前年度 | | 本年度 | |
|---------|------------|------------|------------|------------|
| 繰越金 | 6,378,191 | | 7,620,363 | |
| 会費 | 330,000×62 | 20,460,000 | 330,000×59 | 19,470,000 |
| 入会金 | 100,000×2 | 200,000 | 100,000×1 | 100,000 |
| ビジター徴収金 | 4,000×10 | 40,000 | 4,000×0 | |
| 合計 | 27,078,191 | | 27,190,363 | |

【支出の部】

| 部門 | 委員会名 | | 前年度 | 本年度 |
|-----|-------------|-------|-----------|-----------|
| 委員会 | クラブ 管理運営 | 会員増強 | 50,000 | 100,000 |
| | | 出席 | 50,000 | 50,000 |
| | 親睦 | 忘年 | 1,100,000 | 1,700,000 |
| | | 他 | 1,400,000 | |
| | | プログラム | 700,000 | 700,000 |
| | | クラブ研修 | 100,000 | 50,000 |
| | | クラブ広報 | 1,200,000 | 1,200,000 |
| | 友好 | 拡例 | 300,000 | 100,000 |
| | | 他 | 150,000 | |
| | | SAA | 700,000 | 900,000 |
| 小計① | | | 5,750,000 | 4,800,000 |

| 部門 | 項目 | 前年度 | 本年度 | |
|------------|----------|------------|------------|-----------|
| 管理 | 会食費 | 6,094,000 | 5,808,000 | |
| | 会場費 | 816,000 | 706,000 | |
| | 賃借費 | 1,400,000 | 1,400,000 | |
| | 給与 | 2,690,400 | 2,954,400 | |
| | 福利厚生費 | 430,464 | 450,000 | |
| | 顧問料 | 50,000 | 100,000 | |
| | 備品費 | 30,000 | 260,000 | |
| | 消耗品費 | 800,000 | 600,000 | |
| | 図書費 | 10,000 | 10,000 | |
| | 通信費 | 350,000 | 350,000 | |
| | 印刷費 | 550,000 | 550,000 | |
| | 慶弔費 | 400,000 | 400,000 | |
| | 諸謝費 | 225,000 | 425,000 | |
| | 研修費 | 150,000 | 150,000 | |
| | 光熱費 | 130,000 | 130,000 | |
| | 諸会議費 | 100,000 | 150,000 | |
| | 雑費 | 150,000 | 122,600 | |
| | リース料 | 530,000 | 204,000 | |
| | 65周年式典祝宴 | | | 4,000,000 |
| | 予備費 | | 44,136 | |
| 小計② | | 14,950,000 | 18,770,000 | |
| 次年度繰越③ | | 6,378,191 | 3,620,363 | |
| 合計 (①+②+③) | | 27,078,191 | 27,190,363 | |

2. 奉仕部門

【収入の部】

| 項目 | 前年度 | 本年度 |
|-----|------------|------------|
| 繰越金 | 8,622,761 | 9,835,226 |
| 収入 | 5,000,000 | 4,500,000 |
| 合計 | 13,622,761 | 14,335,226 |

【支出の部】

| 委員会名 | | 前年度 | 本年度 |
|-----------|---------|------------|------------|
| 社会奉仕 | | 1,300,000 | 600,000 |
| 職業奉仕 | | 500,000 | 800,000 |
| 国際奉仕 | | 1,000,000 | 300,000 |
| | ロータリー財団 | 50,000 | 0 |
| | 拡大例会 | 400,000 | |
| 青少年奉仕 | | 600,000 | 1,550,000 |
| | 米山奨学 | 50,000 | 50,000 |
| | インターアクト | 500,000 | 700,000 |
| | ローターアクト | 600,000 | 500,000 |
| 65周年実行委員会 | | | 4,601,819 |
| 予備費 | | 8,622,761 | 5,233,407 |
| 合計 | | 13,622,761 | 14,335,226 |

3. 65周年式典・祝宴

【収入の部】

| 項目 | 前年度 | 本年度 |
|---------|-----|-----------|
| 65周年積立金 | | 3,300,000 |
| 管理部門繰越金 | | 4,000,000 |
| 当日登録費 | | 1,100,000 |
| お祝い金 | | 1,000,000 |
| 合計 | 0 | 9,400,000 |

【支出の部】

| 項目 | 前年度 | 本年度 |
|-----------|-------------|-----------|
| 式典・祝宴 | | 7,000,000 |
| ウェルカムパーティ | | 450,000 |
| 記念誌 | | 1,000,000 |
| 雑費 | 総務 | 300,000 |
| 記念品 | @¥1,500×150 | 250,000 |
| 予備費 | | 400,000 |
| 合計 | 0 | 9,400,000 |

4. 65周年記念事業

【収入の部】

| 項目 | 前年度 | 本年度 |
|---------|-----|-----------|
| 教育基金 | | 2,609,756 |
| 奉仕部門繰越金 | | 4,601,819 |
| 地区補助金 | | 600,000 |
| 合計 | 0 | 7,811,575 |

【支出の部】

| 項目 | 前年度 | 本年度 |
|--------|-----|-----------|
| 能登半島支援 | | 4,311,575 |
| 国際記念事業 | | 1,300,000 |
| 社会奉仕事業 | | 2,200,000 |
| 合計 | 0 | 7,811,575 |

11. 2025～2026年度 行事予定表

| 月 | 日 | クラブ行事 |
|----|----------------------------------|---|
| 7 | 2 | 母子の健康月間 初例会・理事会 大阪柏原RC・八尾RACより 表敬訪問 |
| | 8 | 大阪柏原RCへ 会長・幹事 表敬訪問 (12:30～) |
| | 9 | 例会 初親睦会 大阪フレンドRCより 表敬訪問 |
| | 16 | 例会 |
| | 23 | 休会 |
| | 26 | クラブ米山委員長・カウンセラー研修会 (大阪YMCA国際文化センター) |
| | 30 | 移動例会 ガバナー公式訪問 (シェラトン都ホテル) |
| 8 | 1 | 会員増強・新クラブ結成推進月間 大阪関西万博テーマウィーク (大阪・関西万博会場) |
| | 4-7 | インターアクト研修旅行 (国際ロータリー第3510地区 (台湾・高雄)) |
| | 6 | 例会・理事会 大阪フレンドRC 夜例会へ 会長・副会長 表敬訪問 (18:00～) |
| | 7 | リーダー研 (青少年センター・八尾図書館の上) 9:30～12:00 |
| | 8 | 第一回金輪会 (シェラトン都ホテル) (ホスト：東大阪西RC) 18:00～20:30 |
| | 13 | 休会 |
| | 18-19 | 「自然の中で」(国立曽爾青少年自然の家) 出発式：成法中学校 8/18 9:30 |
| | 19-21 | 珠洲市訪問 |
| | 20 | 例会 |
| | 27 | 例会 |
| 30 | クラブ青少年奉仕合同委員長会議 (大阪YMCA国際文化センター) | |
| 9 | 3 | 基本的教育と識字率向上月間／ロータリーの友月間 例会・理事会 |
| | 6 | 地区ロータリー財団セミナー (大阪YMCA国際文化センター) |
| | 10 | 例会 クラブ協議会・ガバナー補佐訪問 |
| | 17 | 例会 (*祝日週だが例会日とする) |
| | 20 | 金光八尾高校文化祭 クラブ職業奉仕委員長会議、地区公共イメージ向上セミナー、 クラブ国際奉仕・社会奉仕合同委員長会議 (大阪YMCA国際文化センター) |
| | 24 | 休会 |
| 10 | 1 | 地域社会の経済発展月間／米山月間 例会・理事会 |
| | 2 | 二和会 (ホスト：大阪柏原RC) 場所：未定 |
| | 8 | 例会 秋の親睦会 |
| | 9 | 二輪会 (ホスト：大阪柏原RC) 場所：未定 |
| | 10 | 第二回金輪会 (シェラトン都ホテル) (ホスト：東大阪西RC) 18:00～20:30 |
| | 15 | 休会 |
| | 22 | 例会 |
| | 25 | END POLIO NOWイベント (予定) |
| 29 | 例会 | |
| 11 | 3 | ロータリー財団月間 台北東RC 創立62周年記念式典 (グランドメイフル ホテル台北) 18:00～ |
| | 5 | 休会 |
| | 12 | 例会・理事会 |
| | 19 | 例会 (次年度理事役員候補者発表) いじめサミット (八尾市役所・ZOOM) 14:50～16:00 |
| | 26 | 休会 |
| | 29 | 地区大会 本会議他 (場所：リーガロイヤルホテル阪急インターナショナル) |

| | | |
|----|--|---|
| 12 | 3 10 17 24 31 | 疾病予防と治療月間 例会(年次総会)・理事会 例会・忘年家族会 例会 例会 休会 |
| 1 | 7 10-11 14 21 24 28 | 職業奉仕月間 新年初例会・理事会(KKRホテル大阪) 第36回新春少年サッカー大会(予備日は18日(日)) 休会 例会 地区ロータリー財団補助金管理セミナー(大阪YMCA国際文化センター) 予定 例会 |
| 2 | 4 11 13 18 25 28 | 平和構築と紛争予防月間 例会・理事会 休会 第三回金輪会(シェラトン都ホテル)(ホスト:東大阪西RC) 18:00~20:30 例会 例会(*祝日週だが例会日とする) 金光八尾高校 卒業式 |
| 3 | 4 11 13 18 25 28 | 水と衛生月間 例会・理事会 PELS(会長エレクト・ラーニングセミナー)(シティプラザ大阪) 例会 休会 例会 八尾ロータリークラブ 創立65周年記念式典(於:帝国ホテル大阪 3F) |
| 4 | 1 4 6 8 11 15 22 29 | 環境月間 例会・理事会 2026-27年度のためのクラブ・リーダーシップ・ラーニングセミナー(大阪国際会議場) 金光八尾高校 入学式 休会 移動例会(銀座アスター) IM4組IMロータリーデー(シェラトン都ホテル)ホスト:東大阪西RC 例会(クラブ協議会・ガバナー補佐訪問) 例会 春の親睦会 休会 |
| 5 | 6 13 20 23 27 | 青少年奉仕月間 休会 春のRYLAセミナー(未定)ホスト:大阪大淀RC 例会・理事会 例会 2026-27年度のための地区会員増強セミナー(大阪YMCA国際文化センター) 予定 例会 |
| 6 | 3 10 12 13-17 14 17 24 | ロータリー親睦活動月間 例会・新旧合同理事会 例会 新旧合同金輪会(シェラトン都ホテル)(ホスト:東大阪西RC) 18:00 ~ 20:30 国際大会(台北・台湾) 国際大会 大阪地区ナイト(台北 圓山大飯店) 例会 例会(最終例会) |

S A A

S A A 新 宮 一 誓
副 S A A 山 本 勝 彦 平 尾 貴 英 上 農 修
西 村 衛 大 橋 裕 之 前 田 一 章
大 槻 恭 介 倉 角 和 弥 浦 川 良 子
富 田 宏 北 山 弾 也

1. 基本方針

今年度、小谷会長は本来の親睦・ロータリー活動を認識する為にクラブテーマを「原点回帰」とされました、以前の様に秩序正しい例会運営を心掛けたいとおもいます。

2. 前年度からの引き継ぎ事項

前年度同様、委員会を4班程度に班分けしスムーズな会場設営を行い前週の例会時とメールでの出欠確認を行います。

3. 活動計画(および期待できる効果、ねらいなど)

1. 食事の手配

フードロスを減らす観点から、出欠確認を確実にを行い食事が余らない様に努めます。

2. 年次表彰及び誕生日・節目のお祝い

- 年次表彰及びメンバーの誕生祝には、事務局の負担軽減の観点からカタログギフトを送ります。
- 奥様の誕生日には、お花を届けます。

3. ニコニコ箱

近年ニコニコ箱の目標金額が過熱高騰している様に思います、限られたメンバー様のご協力である以上、各委員会予算を精査して頂き、適正な目標設定を行いたいと思います。

クラブ管理運営委員会

| | | | |
|---------------|-------|--------------|------|
| 委員長 | 松下和彦 | プログラム委員会 委員長 | 倉内雅寛 |
| 会員増強推進委員会 委員長 | 澁谷登志和 | クラブ研修委員会 委員長 | 児林秀一 |
| 出席委員会 委員長 | 平尾貴英 | クラブ広報委員会 委員長 | 竹中浩人 |
| 親睦活動委員会 委員長 | 長竹浩 | 友好クラブ委員会 委員長 | 福村修一 |

1. 基本方針

クラブ運営は五大奉仕の最重要なクラブ奉仕にあたる。1927年の目標設定計画に基づき1923-24年度RI会長 Guy Gundakerの提唱がクラブ運営として採択されています。これはクラブ会員が、クラブに対して果たす義務、つまりクラブに奉仕するに当たり自己犠牲をとまなうものでまたクラブ(クラブ・リーダー)が、クラブ会員に対して果たす義務、つまり会員に奉仕する義務と考えます。

ロータリーの目的は、良いことをしましょう!それで社会が良くなるよう!つまりこの同じ志あるロータリアンの育成にあります。ロータリーの会員増強はこのような姿を目指すものであり、よってクラブ例会はロータリアンの育成の場であります。多くのロータリアンによって世の中が良くなるようになっていくこと、ここが最も重要なところであり、継続性が求められる所でもあります。次年度会長(会長エレクト)は今年度のクラブ運営を通じて、ご自身の会長時のクラブの方針にあたっていただきたくように強く願うところです。

クラブ運営委員会は上記にあります通り小委員会で構成されております。とりわけ小委員会の委員長には目的の達成度や、反省点、また良かった点等の情報共有をしていただきたく、運営委員会の招集また例会時の席順に配慮いただき、歓談時に共有いただきたく思います。

2. 前年度からの引き継ぎ事項

反省点などをもとにして、計画の見直し等を皆様と総意を持ってまいりましょう。
準備されたSNS利用の推進。

3. 活動計画(および期待できる効果、ねらいなど)

新入会員によってクラブが活性化されると申します。時代とともに世の中は変異します。私達の運営も常に変革(見直し新しく構築する)が必要でしょう。(ポール・ハリス)退会者を無くす努力がまず必要です。なぜ退会に及んだかを検証し、それを活かしてまいりましょう。

一般会員とことなる新しい会員のあり方もクラブにとっては必要かもしれません(野球チーム、コンパニオンメンバーなど)。また会員一人ひとりが広報者であることを忘れてはいけません。あなたの言動や行動が世間にどのように見られているかを常に意識しましょう。地域のリーダー的な方々(運動、福祉、教育など)との接触を通じて私達を知っていただき、必要であれば卓話者としてお招きいたしましょう。

例会にご参加いただくことは重要なことかと想像できます。親睦に関しては、ロータリアンとして学びある交流が是非とも必要です。よって本例会の参加は最たる親睦の場、つまり同じ志ある者の勉強の場であります。米山梅吉氏は、例会は道場と申されました。ポール・ハリスは寛容の精神を育てる場が必要であると解釈される文面がございます。

クラブリーダーとして魅力あるクラブづくりは責務であります。自負することを持ってあたっていただきたく強く願うところです。またこれによって次年度のクラブリーダーの皆さんには、反省点を検証していただき次年度への方針の継続性がうまれるようにしていただきたいのです。

会員増強推進委員会

委員長 澁谷登志和

副委員長 児林秀一

委員 山口智士 菅野茂人

山本勝彦 稲田賢二

1. 基本方針

本年度、会員増強推進委員会は会長所信の「原点回帰」を基本に自分たちが入会した時と今の違いを探しながら会員増強に努めて行きたいと思っています。私が入会した時に先輩方から聞かされたのは「楽しい卓話と美味しいお弁当」その中から自分なりに勉強し奉仕活動に生かさないかと教えられました。

本年度は「原点回帰」をプログラム委員会・SAA・出席委員会と連携し「楽しい卓話と美味しいお弁当」で退会者を減らし、そして八尾ロータリークラブメンバ全員が増強への意識を高めていただきたいと思います。

2. 前年度からの引き継ぎ事項

女性会員の募集を重点的にお願いします。

3. 活動計画(および期待できる効果、ねらいなど)

1. 増強月間中にオブザーバー参加型のイベント年2回(10月・2月)を行う。
2. イベント開催にあたり執行部及び各委員会にオブザーバーを連れて来ていただく。
(最低1名)
3. 女性会員の獲得に努力する。
4. 各委員会の中でコミュニケーションを取って退会者を無くす。

出席委員会

委員長 平尾 貴英
副委員長 大槻 恭介
委員 寺坂 哲之
倉角 和弥

1. 基本方針

例会出席はロータリークラブ会員の義務です。

最近、出席率が低下することでクラブの活性が低下してきていると思います。

SAA委員会、プログラム委員会などと連携して楽しい例会をおこない、出席率の向上に努めます。

2. 前年度からの引き継ぎ事項

3. 活動計画(および期待できる効果、ねらいなど)

1. 例会での出席報告をおこないます。
2. 例会に出席できない時はメーキャップとして、RACの例会に出席することを特に推奨していきます。
3. 出席率100%例会を設定し、例会出席の動機付けをおこなう。

親睦活動委員会

委員長 長 竹 浩

副委員長 相 馬 康 人

委員 山 本 昌 市 上 農 修 依 田 章 宏 天 童 よ し み

稲 田 賢 二 田 中 正 勝 前 田 一 章 福 川 聖 光

田 中 康 貴 大 松 桂 右 浦 川 良 子

1. 基本方針

ロータリークラブは、「親睦と奉仕」という概念を土台にしています。奉仕活動が円滑に進むよう、会員相互の友情を深め信頼を築ける親睦事業を企画します。

八尾ロータリークラブは創立65周年を迎えます。会員のみならず家族同士の交流をはかり“ロータリーファミリー”として親睦を深めます。

ビジター・ゲストを歓待し、おもてなしの心と誠意をもって迎えます。

また、新入会員とともに企画、運営して参ります。

2. 前年度からの引き継ぎ事項

3. 活動計画(および期待できる効果、ねらいなど)

SAAと連携し、例会の受付をします。

初親睦旅行 7月 9日 奈良方面

秋の親睦旅行 10月 8日

忘年家族会 12月10日 パティナー大阪

春の親睦旅行 4月22日 1泊2日 白浜

プログラム委員会

委員長 倉内 雅寛
副委員長 北山 弾也
委員 村本 順三
大橋 裕之
前田 一章

1. 基本方針

本年度、プログラム委員会としては、伝統と歴史から学びつつ、今の時代に相応しい活動様式を積極的に取り入れていきたいと考えています。

そのためには、クラブ内外を問わず、多くの優れた活動を行っておられる経営者や有識者からの刺激をうけ、ロータリー活動はもちろん、メンバー各々の仕事の質を高めていけるきっかけを提供できるような卓話を企画していきたいと思えます。

2. 前年度からの引き継ぎ事項

3. 活動計画（および期待できる効果、ねらいなど）

主に以下の内容についての卓話を企画していきたいと思えます。

- (1) メンバー各々の活動について
- (2) 新入会員紹介のための「私を語る」
- (3) 外部講師を招いて、各々の業界や活動について、それぞれの専門分野に沿った情報提供
- (4) 各担当委員会報告等

クラブ研修委員会

委員長 児 林 秀 一
副委員長 居 相 英 機
委員 山 本 昌 市 野 村 俊 隆
吉 本 憲 司 水 野 清 慈

1. 基本方針

RI会長メッセージは「UNITE FOR GOOD」(よいことにために手を取り合おう)であります。この会長メッセージに基づき2660地区ガバナーは【学びと交流を通してロータリーを愉しもう】新たな仲間を迎えようとし①温故創新②交流をキーワードされました。

なお、八尾ロータリークラブ会長方針は、原点に戻り本来の親睦・ロータリー活動を認識する為にも「初心に戻る」クラブテーマを「原点回帰」とされました。

上記に基づき基本方針は、会員増強・出席率向上に向け各会員のロータリー活動の礎になるような研修を行っていくとともに、ロータリアンの根幹でもあります。奉仕の原点を紐解いていきます。

2. 前年度からの引き継ぎ事項

3. 活動計画(および期待できる効果、ねらいなど)

- ①会員全体にロータリー活動の理解をより深める為、炉辺会議を開催し卓話の時間を利用し、バズセッションを実施(適時)
- ②五大奉仕事業(重点項目7分野)について例会時、研修卓話を実施

クラブ広報委員会

委員長 竹 中 浩 人
副委員長 富 田 宏
委員 池 尻 誠 大 橋 裕 之
吉 本 憲 司 田 中 康 貴

1. 基本方針

一般の方にロータリークラブへの認知を高める広報活動。

例会や奉仕活動を編集し電子広告など作成し動画で配信できるようにします。

(無料動画サイトを利用し投稿)

予算を抑えつつ多くの方に八尾ロータリークラブの存在を認知できるよう広報活動に努めます。

2. 前年度からの引き継ぎ事項

既存の広告媒体を利用。

3. 活動計画(および期待できる効果、ねらいなど)

一般の方へのロータリー活動を具体的に認知していただける広報活動の打ち方。

入会予定、希望者などがゲストで訪問した際に例会だけでなくその後につながる関係性を保ち、その後の奉仕活動なども見ることができ、またHPで閲覧できるようにして入会意欲を向上させる。

簡易的に見られるサイト作りをし、画像や動画をSNSサイト掲載により日々進化したロータリー活動を閲覧でき、会員増強に繋げられるように誘いやすくする。

友好クラブ委員会

委員長 福村修一
副委員長 竹中浩人
委員 高井榮彌
出口貴士

1. 基本方針

小谷会長が掲げたテーマ「原点回帰」の下、国内外の友好クラブとの関係性について、過去の経緯、実績、現状の状態などを記録、記憶から資料にまとめ、今後のロータリー活動の参考になるよう取組んで行きたいと思います。

また、友好クラブとなった越中八尾RCとの関係をより一層を深め、クラブの枠を超えた「親睦と奉仕」を実践していきたいと思います。

65周年事業にて、国内外の友好クラブへの案内、招待、お祝を受けるなど、65周年実行委員会とともに円滑に遂行できるよう取組んでいきます。

2. 前年度からの引き継ぎ事項

3. 活動計画(および期待できる効果、ねらいなど)

1. 越中八尾RCとの公式相互訪問の実施。
2. 越中八尾RCとの共同事業について協議・奉仕活動への参加。
3. 65周年事業にて、国内外の友好クラブへの案内、招待、お祝を受けるなど円滑に進行するよう取組む。
4. 国内外の友好クラブとの関係について情報を整理し、過去の経緯、実績、現在の状態などを資料化する。

職業奉仕委員会

委員長 相馬 康人

副委員長 出口 貴士

委員 居相 英機 谷口 善紀

西村 衛 前田 一章

松岡 伸晃

1. 基本方針

職業奉仕はロータリアンの原点となる理念ですが、対する国際ロータリーのスタンスは近年、大きく変わりました。変化には必ず理由があります。

会長方針「原点回帰」に則り、原点たる職業奉仕の起源と歴史を正しく理解すること、その上で現在のロータリーをめぐる社会環境・世界情勢との乖離を課題として見出すことが不可欠と考えます。

この考えに基づき、下記の事業を展開してまいります。

2. 前年度からの引き継ぎ事項

会員による職業卓話の継続を希望すると伺いました。

3. 活動計画（および期待できる効果、ねらいなど）

1. 外部に向けての活動として、インターアクト委員会の協力の下、インターアクターに対し職業知識に基づいた教育事業を実施する。またその成果を委員会内にフィードバックし、自らの職業倫理・理念の振り返りを行う。
2. 会員に向けての活動として、各自の持つ経営ビジョンについてアンケートを実施、フォーラムにてその内容を相互に議論して、より良いビジョンの形成を目指す。
3. 職業奉仕についての卓話の実施。

社会奉仕委員会

委員長 加藤 優
副委員長 水野 清 慈
委員 菅野 茂 人 佐々木 洋 浦上 健 司
野村 俊 隆 森川 充 康 出口 貴 士
平尾 貴 英 竹中 浩 人 依田 章 宏

1. 基本方針

2025-26年度は、国際ロータリーおよび第2660地区の理念に基づき、「地域の防災力を高める」ことをテーマに活動を展開する。65周年という節目を迎える本年度は、八尾市民および災害被災地（珠洲市）への貢献を軸に、社会的信頼とクラブの存在価値を地域に示す機会とする。

2. 前年度からの引き継ぎ事項

特になし。

3. 活動計画（および期待できる効果、ねらいなど）

【1】65周年記念事業：珠洲市支援+防災インフラ整備支援プロジェクト

- 珠洲市の小中高11校へテントを寄贈することで、被災地の教育・避難体制の支援を図る。
- 2025年8月19日～21日には、舞子高校と協力し、現地での出前授業を実施。
地域と学生がともに学び合う交流機会を創出する。
- さらに、地域防災インフラ整備の一環として、学校プールの水を非常時に活用するためのポンプや着ぐるみなどを八尾市消防局に寄贈。

【2】八尾市地域密着型防災イベントの開催（目標来場者数：1,000名）

- 実施日：2025年11月22日（土）
- 場所：八尾市立南木の本防災公園にて実施
- AED体験、防災クイズ、消火器訓練、防災グッズ販売、八尾市の宝でもある子供の防災アナウンスの収録など、多様な市民参加型コンテンツを実施。
- 協力機関（自衛隊・警察・消防）と連携した本格的な防災教育を展開。
- ローターアクト・インターアクト・地元高校大学との連携により、若者参画型の運営体制を実現。

【3】委員会運営体制の強化

- 各委員が実務に参画しやすいよう、分担制による役割明確化（交渉、調整、広報、安全、記録、当日進行等）を実施
- 記録・広報活動の強化により、次年度以降の持続可能な活動体制の礎を築く。

国際奉仕委員会

委員長 谷口善紀
副委員長 福村修一
委員 山陰恭志 浦上健司
 児林秀一 田中康貴
 鼓呂雲健造

1. 基本方針

国際奉仕の原点である、国際理解、親善、平和を推進するために、過去に実施された事業を継続していきます。また65周年を機会に、海外友好クラブとの親睦をさらに深めることを通じて、相互に他国の人々、文化、慣習、課題等に対する認識を培っていきます。

2. 前年度からの引き継ぎ事項

3. 活動計画（および期待できる効果、ねらいなど）

①2025年7月～9月

ウズベキスタン日本語学校から若者を、日本、そして万博へ招待します。また本奉仕活動の次年度以降の実施について検討していきます。

②2025年10月～12月

フィリピン共和国へ救急車を寄贈します。また現地での奉仕事業について、別途、現地友好クラブと共に検討していきます。

③2026年1月～3月

65周年式典に関して、海外友好クラブとの橋渡しを行います。また、式典前後には友好クラブ委員会、65周年国際奉仕委員会と連携して出席者の接待を行い各クラブとの親睦を深めます。

④2026年4月～6月

台北で開催される国際大会へ八尾RC会員の参加を募ります。現地、友好クラブ、台北東RCとの橋渡しを行います。

ロータリー財団委員会

委員長 友 田 昭

副委員長 児 林 健 太

委 員 福 田 隆 教

1. 基本方針

会員の皆様にロータリー財団の活動に関する知識と理解を深めてもらう。

2. 前年度からの引き継ぎ事項

今年度はロータリー財団月間(11月)に卓話を行い理解を深めて頂き寄付集金を実施いたしました。当初は年次基金目標一人平均150ドルには届かなかったが欠席者などに協力を願い目標達成出来た。

急な改善は難しいとは思いますが、会員全員が協力いただくよう施策を行って頂きたい。

3. 活動計画(および期待できる効果、ねらいなど)

(1) 年次基金として、会員一人当たり150ドル以上の寄付の達成を図る。

会員の皆様に、ロータリー財団の歴史と財団への寄付の重要性を理解して頂き、積極的に基金への寄付に参加してもらう。

(2) ロータリー財団を理解して頂くため卓話を行う。

(3) 各委員会の協力を深め、65周年事業に寄与する。

青少年奉仕委員会

委員長 浦上 健司

副委員長 野村 俊隆

委員 山本 昌市 山本 隆一

田中 康正 大橋 裕之

1. 基本方針

会長方針「原点回帰」を理念として、下記の三点を方針の柱にします。

- 不登校児童の支援。
- ひとり親家庭を支援する子ども食堂の支援。
- 八尾市内の病院内学級に通う児童を元気づける。

上記に基づいて、既存のリソースと新規投資を効率的に活用し、最大限の効果を発揮できるよう努めます。

2. 前年度からの引き継ぎ事項

「自然の中で」における事業報告及び決算報告を、八尾市小・中生活指導研究協議会から当クラブだけでなく、八尾市及び八尾市教育委員会にも報告することを管理すること。

3. 活動計画（および期待できる効果、ねらいなど）

(1) NPO法人輝・夢うららほっとステーション（子ども食堂）への支援

国や自治体からの支援が不足している上記団体に対し支援することで、不登校児童、ひとり親家庭児童、ヤングケアラーが安心して通える居場所づくりをサポートする。

(2) 自然の中で・リーダー研への支援

様々な事情で学校に通えない不登校児童を、社会活動体験を通して人とのつながりの楽しさを共有することにより、2学期から登校できるようにする。また、市内小中学校のリーダーを育成し、各学校間の情報共有の場を提供することにより、いじめに悩む子を一人でも多く減らす。

(3) 八尾市立病院小児科へK-ABCII（発達検査セット）の寄贈

近年増加傾向の神経発達症（旧発達障がい）の子どもたちを的確に診察し、適切な治療を施すための検査セットが、当病院にはなく、医師からの需要が高い。寄贈することにより、発達に不安を抱える子どもや保護者を安心させ、八尾市の子どもの発達に係る診療体制の構築に寄与する。

(4) 子ども食堂ボウリング大会 地区交流活性化委員会及び大阪北RAC、八尾RACと協力し、子ども食堂にお通いの子どもと保護者の懇親の機会を設けることで、市民の当クラブへの認知度を高める。

(5) 第36回新春少年サッカー大会への協賛金

インターアクト委員会

委員長 出口 貴 士
副委員長 田 中 康 貴
委 員 大 槻 恭 介 田 中 正 勝
 相 馬 康 人 依 田 章 宏

1. 基本方針

今年度のクラブテーマ「原点回帰」の下、諸先輩方が築いてこられた、金光八尾中学・高等学校インターアクトクラブの活動を心を込めて支援いたします。他の委員会とタッグを組み、より具体的な奉仕に触れて頂き、青少年奉仕活動を推進します

2. 前年度からの引き継ぎ事項

3. 活動計画(および期待できる効果、ねらいなど)

- (1) 金光八尾中学・高等学校インターアクトクラブへの活動支援を行います。
- (2) インターアクト海外研修への参加。
- (3) 金光八尾中学・高等学校行事への参加支援。
- (4) 八尾ロータリークラブの他委員会との連携、出前事業の実施。
- (5) 金光八尾高等学校インターアクトクラブからロータリーアクトクラブへの入会の案内。
- (6) 1年を通しての様々な行事、活動の写真・動画を撮影し、編集し、インターアクトクラブの皆様へ思い出に残る贈り物をさせて頂きたいと思っております。

ローターアクト委員会

委員長 児 林 健 太
副委員長 依 田 章 宏
委 員 山 陰 恭 志 加 藤 優
 倉 角 和 弥 北 山 弾 也

1. 基本方針

今年度、八尾ロータリークラブ(以下八尾RC)、ローターアクト(以下RAC)委員長を仰せつかり、身の引き締まる思いで御座います。今年度RAC委員会としては、若いローターアクターと共に3つのテーマに沿って活動を進めて参ります。

- ①「よいことのために手を取り合う」
- ②「学びと交流を通してRAC活動を愉しみ、新たな仲間の創出」
- ③「原点回帰」を目指して参ります。

「よいことのために手を取り合う」では、地区補助金を活用し生きづらさを抱え、社会復帰を目指している全ての方への自立を支援するプログラム研修から学びを得ながら、一人でも多くの方が生きやすい社会の構築に向けて取り組んで参ります。

また、「学びと交流を通してRAC活動を愉しみ、新たな仲間の創出」では、八尾RACが今年度6年目に入り、RAC発足来の課題としての会員増強と魅力発信についての場を創出し、環境を整備することで幅広く多様性に富んだ新たなメンバーを迎え入れ、会員増強に尽力して参ります。

3つ目の「原点回帰」について、八尾RAC発足5年が経過し6年目に入る今年度は、この5年を振り返りつつ、八尾RACとしての奉仕の形を考え直す年度にして参ります。

原点に立ち返り、八尾RACらしい八尾RACだから出来る奉仕の形を見つめ直し、自走のできる組織構築に向けて取り組んで参ります。

2. 前年度からの引き継ぎ事項

- 会員増強への取り組み
- 魅力発信への取り組み

3. 活動計画(および期待できる効果、ねらいなど)

- RACの例会出席率向上
- RAC地区奉仕事業への参加・協力
- RAC会員増強への協力
- RAC魅力発信の強化
- RAC奉仕事業再構築
- 地区補助金の活用促進と理解の浸透
- RCとの親睦を深める
- インターアクトクラブとの交流の促進・合同事業の実施

米山奨学委員会

委員長 水野清慈

副委員長 山陰恭志

委員 山本義治 大熊勉

村本順三 福村修一

1. 基本方針

米山奨学生の方には、ロータリー活動を通して、日本の文化、習慣に触れていただきながら、社会参加、貢献の意義を学んでいただき、将来ロータリークラブの理想とする国際平和の継承と維持に貢献する人物の育成を目指します。

2. 前年度からの引き継ぎ事項

元米山奨学生の現況を調査します。

3. 活動計画(および期待できる効果、ねらいなど)

- (1) 1人当たりの寄付目標額3万円を達成できるように努めます。
- (2) 元米山奨学生の八尾ロータリークラブの支援による効果、感想の近況報告を行う。
- (3) 今年度米山奨学生の卓話の機会をいただく。
- (4) 他の委員会活動に積極的に参加する。

クラブ戦略計画委員会

委員長 吉本憲司

副委員長 山本勝彦

委員 松本新太郎 小谷逸朗

長竹浩 澁谷登志和

1. 基本方針

単年度の枠組みでは検討や対応が難しい課題について、長期的な視点から協議する。将来的なクラブのあるべき姿を見失わず、目指していく方向性を見出せるよう議論する。

2. 前年度からの引き継ぎ事項

現在のクラブの流れにも沿いながら、柔軟に対応していくことが必要。

3. 活動計画(および期待できる効果、ねらいなど)

(1) 課題や案件が浮上した場合に、必要に応じて随時、委員会を開催する。

(2) 各委員会とも連携し、長期的な検討が必要な課題を抽出する。

(3) 今年度から次年度への移行がより円滑に進むよう、役割を果たす。

創立65周年実行委員会

委員長 池 尻 誠
幹 事 児 林 秀 一
副 幹 事 浦 上 健 司 出 口 貴 士
副実行委員長 長 竹 浩 山 陰 恭 志
吉 本 憲 司

1. 基本方針

八尾ロータリークラブ65周年にあたり、記念式典・記念事業を実施します。本年会長方針「原点回帰」に基づき事業を実施してまいります。

2. 前年度からの引き継ぎ事項

65周年記念事業について、前々年度に寄贈した能登震災復興に対し義援金を兵庫県舞子高校に託し本年度珠洲市小中学校へ、防災に対しての出前事業実施を依頼し、八尾市教育委員会と珠洲市教育委員会との連携を計り事業を実施して頂きたい。

3. 活動計画(および期待できる効果、ねらいなど)

(1) 2026年3月28日(土) 帝国ホテル大阪にて65周年式典を実施

(2) 記念事業の実施・五大奉仕を軸として事業実施

- 社会奉仕＝能登復興支援事業・珠洲市小中学校へテントの寄贈、八尾市教育委員会と珠洲市教育委員会との共同事業(2025/8/9～21) 珠洲市にて
- 国際奉仕＝ウズベキスタン ノリコ学級の2名程度大阪関西万博招待(2025年9月頃)
＝フィリピンに救急車寄贈及びボランティア事業の実施(2025/11頃)
- その他事業

八尾ロータリークラブ定款

目 次

| 条 | 題 目 | 頁 |
|----|----------------|--------|
| 1 | 定 義 | 定・細-2 |
| 2 | 名 称 | 定・細-2 |
| 3 | クラブの所在地域 | 定・細-2 |
| 4 | 目 的 | 定・細-2 |
| 5 | 五大奉仕部門 | 定・細-2 |
| 6 | 会 合 | 定・細-3 |
| 7 | 会 員 身 分 | 定・細-3 |
| 8 | 職 業 分 類 | 定・細-4 |
| 9 | 出 席 | 定・細-4 |
| 10 | 理事および役員 | 定・細-5 |
| 11 | 入会金および会費 | 定・細-6 |
| 12 | 会員身分の存続 | 定・細-6 |
| 13 | 地域社会、国家および国際問題 | 定・細-9 |
| 14 | ロータリーの雑誌 | 定・細-9 |
| 15 | 綱領の受諾と定款・細則の遵守 | 定・細-9 |
| 16 | 仲裁および調停 | 定・細-9 |
| 17 | 細 則 | 定・細-10 |
| 18 | 解 釈 の 仕 方 | 定・細-10 |
| 19 | 改 正 | 定・細-10 |

八尾ロータリークラブ定款

2013年7月施行

定
款

第1条 定 義

本条の語句は、本定款で使われる場合、他に明確に規定されない限り、次の意味をもつものとする。

1. 理事会：本クラブの理事
2. 細 則：本クラブの細則
3. 理 事：本クラブの理事会メンバー
4. 会 員：名誉会員以外の本クラブの会員
5. R I：国際ロータリー
6. 年 度：7月1日に始まる12ヶ月間

第2条 名 称

本会の名称は、八尾ロータリークラブとする。

第3条 クラブの所在地域

本クラブの所在地域は次の通りとする。

八尾市全域

第4条 目 的

ロータリーの目的は、意義ある事業の基礎として奉仕の理念を奨励し、これを育むことにある。

具体的には、次の各項を奨励することにある。

- 第1 知り合いを広めることによって奉仕の機会とすること。
- 第2 職業上の高い倫理基準を保ち、役立つ仕事はすべて価値あるものと認識し、社会に奉仕する機会としてロータリアン各自の職業を高潔なものにすること。
- 第3 ロータリアン一人一人が、個人として、また事業および社会生活において、日々、奉仕の理念を實踐すること。
- 第4 奉仕の理念で結ばれた職業人が、世界的ネットワークを通じて、国際理解、親善、平和を推進すること。

第5条 五大奉仕部門

ロータリーの五大奉仕部門は、本ロータリー・クラブの活動の哲学的および実際的な規準である。

1. 奉仕の第一部門であるクラブ奉仕は、本クラブの機能を充実させるために、クラブ内で会員が取るべき行動に関わるものである。
2. 奉仕の第二部門である職業奉仕は、事業および専門職務の道徳的水準を高め、品位ある業務はすべて尊重されるべきであるという認識を深め、あらゆる職業に携わる中で奉仕の理想を生かしていくという目的を持つものである。会員の役割には、ロータリーの理念に従って自分自身を律し、事業を行うことが含まれる。
3. 奉仕の第三部門である社会奉仕は、クラブの所在地域または行政区域内に居住する人々の生活の質を高めるために、時には他と協力しながら、会員が行うさまざまな取り組みから成るものである。
4. 奉仕の第四部門である国際奉仕は、書物などを読むことや通信を通じて、さらには、他国の人々を助けることを目的としたクラブのあらゆる活動やプロジェクトに協力することを通じて、他国の人々とその文化や慣習、功績、願い、問題に対する認識を培うことによって、国際理解、親善、平和を推進するために、会員が行う活動から成るものである。
5. 奉仕の第五部門である青少年奉仕は、指導力養成活動、社会奉仕プロジェクトおよび国際奉仕プロジェクトへの参加、世界平和と異文化の理解を深め育む交換プログラムを通じて、青少年

ならびに若者によって、好ましい変化がもたらされることを認識するものである。

第6条 会 合

第1節 例会

- (a) 日および時間：本クラブは、毎週1回、細則に定められた日および時間に、定例の会合を開かなければならない。
- (b) 会合の変更：正当な理由のある場合は、理事会は、例会を前回の例会の翌日から次の例会の前日までの間のいずれかの日または定例日の他の時間または他の場所に変更することができる。
- (c) 取消：例会日が祝日にあたる場合、またはその週に祝日が含まれる場合、またはクラブ会員が死亡した場合、または全地域社会にわたって流行病もしくは災害が発生した場合、または地域社会で武力紛争がクラブ会員の生命を脅かす場合、理事会は例会を取りやめることができる。理事会は、本項に明記されていない理由であっても、1年に4回まで例会を取りやめることができる。但し、本クラブが3回を越えて続けて例会を開かないようなことがあってはならない。

第2節 年次総会：役員を選出するための年次総会は、細則の定めるところに従い、12月31日までに開催されなければならない。

第7条 会員身分

第1節 全般的資格条件：本クラブは、善良な成人であって、職業上及び地域社会にあって良い世評を受けているものによって構成されるものとする。

第2節 種類：本クラブの会員の種類は正会員及び名誉会員の2種類とする。

第3節 正会員：R I 定款第5条第2節に定められた資格条件を有する者は、これを本クラブの正会員に選ぶことができる。(R I 定款第5条第2節についてはP.16を参照)

第4節 移籍ロータリアンまたは元ロータリアン：

(a) 会員は、移籍する会員または元クラブ会員を正会員に推薦することができるが、被推薦者がかつて属していたクラブを退会する、または退会した理由は、本人がそのクラブの所在地域内またはその周辺地域でそのクラブにおいて本人が分類されていた職業分類の下に現実に職業活動に従事しなくなったということではなければならない。本節の下に正会員に推薦された移籍会員または元クラブ会員は元会員によって推薦されることもできる。選出によってクラブ会員の身分が職業分類の制限を一時的に超えることになっても、クラブに移籍会員または元クラブ会員の職業分類は、正会員に選出されることを妨げるのであってはならない。本クラブの会員候補者が、ほかのクラブの現会員または元会員であり、そのクラブに対して負債がある場合、この候補者は本クラブへの入会資格がない。本クラブは、ほかのクラブに対して金銭的債務がないことの書面による証明を提出するよう、会員候補者に要求することができる。移籍ロータリアンおよび元ロータリアンの正会員としての入会には、本節の下に、当該会員がかつて所属していたクラブの理事会から、同会員がそのクラブの会員であったとの証明を受理することを条件とするものである。

(b) 現会員または元会員。本クラブは、ほかのクラブから要請があった場合、ほかのクラブの会員候補者として考慮されている本クラブの現会員または元会員が、本クラブに対して金銭的債務を負っているかどうかを記した文書を提供するものとする。

第5節 二重会員：同時に、本クラブと別のクラブにおいて、正会員になることはできない。いかなる人も本クラブにおいて正会員であると同時に名誉会員の資格を保持することはできない。また、いかなる人も本クラブの正会員であると同時にローターアクトクラブの会員になることはできない。

第6節 名誉会員

(a) 名誉会員の資格条件：ロータリーの理想推進のために称賛に値する奉仕をした人およびロータリーの目的を末永く支援することでロータリーの友人であるとみなされた人を本クラブの名誉会員に選挙することができる。かかる会員の身分の存続期間は、理事会によって決定されるも

のとする。その人は、二つ以上のクラブで名誉会員身分を保持できる。

- (b) 権利および特典：名誉会員は、入会金および会費の納入を免除されるが、投票権を持たず、クラブのいかなる役職にも就くことができない。名誉会員は、職業分類を保持しないが、本クラブのあらゆる会合に出席することができ、その他クラブのあらゆる特典を享受することができる。本クラブの名誉会員は、他のクラブにおいては、いかなる権利または特典も認められないものとする。但し、ロータリアンの来賓としてではなく他のクラブを訪問する権利はある。

第7節 公職に就いている人：一定の任期の間選挙または任命によって公職にあるものは、当該公職の職業分類の下に本クラブの正会員となる資格を有しないものとする。この制約は、学校、大学その他の教育施設に奉職する者または裁判官に選挙もしくは任命された者には適用されない。会員で一定の任期を持った公職に選挙または任命された者は、その公職に在任中、以前に職業分類の下に、引き続き会員としての身分を保持することができる。

第8節 R Iの職員：本クラブは、R Iに雇用されている人を会員として保持できる。

第8条 職業分類

第1節 一般規定

- (a) 主な活動：各会員は、その事業または専門職務に従って分類されるものとする。職業分類は本人の所属する会社、企業、団体の主要かつ一般世間がそのように認めている事業活動を示すものか、または、本人の主たるかつまた一般世間がそのように認めている事業または専門職務を示すものか、本人の社会活動の種類を示すものでなければならない。
- (b) 是正または修正：理事会は正当な理由がある場合、在籍中の会員の職業分類を是正または修正することができる。是正または修正の提案については、当該会員に対して然るべき予告を与えられ、その会員には、これに対して聴聞の機会が与えられなければならない。

第2節 制限：5名またはそれ以上の正会員がいる職業分類からは、正会員を選出してはならない。ただし、会員数が51名以上のクラブの場合は、同一職業分類に属する正会員がクラブ正会員の10%より多くならない限り、その職業分類の下に正会員を選出することができる。引退した会員は、その職業分類に属する会員総数に含めてはならない。選出によってクラブ会員の数が職業分類の制限を一時的に超えることになっても、クラブの移籍会員または元クラブ会員あるいは、R I理事会によって定義されたロータリー財団学友の職業分類は、正会員に選出されることを排除するものであってはならない。会員が職業分類を変更した場合、クラブはこれらの制限にかかわらず、同会員の会員身分を新しい職業分類の下で継続することができる。

第9条 出席

第1節 一般規定：各会員は本クラブの例会に出席し、本クラブの奉仕プロジェクト、その他の活動に参加するべきものとする。会員が、ある例会に出席したものとみなされるには、その例会時間の少なくとも60%に出席するか、または会合出席中に不意にその場を去らなければならないなくなった場合、その後その行為が妥当であるとクラブ理事会が認める理由を提示するか、または、次のような方法で欠席をメイクアップしなければならない。

- (a) 例会前後の14日間：例会の定例の時の前14日または14日以内に、
- (1) 他のロータリークラブまたは仮クラブの例会の少なくとも60%に出席すること。または、
 - (2) ローターアクト・クラブ、インターアクト・クラブ、またはロータリー地域社会協同隊、ロータリー親睦活動、あるいは仮ローターアクト・クラブ、仮インターアクト・クラブまたは、仮ロータリー地域社会協同隊、仮親睦活動の例会に出席すること。または、
 - (3) R I国際大会、規定審議会、国際協議会、R I元並びに現役員のためのロータリー研究会、R I元、現ならびに次期役員のためのロータリー研究会、またはR I理事会、またはR I理事会を代行するR I会長の承認を得て招集された他の会合、ロータリー合同ゾーン大会、R Iの委員会会合、ロータリー地区大会、ロータリー地区研修協議会、R I理事会の指示の下に開催された地区会合、地区ガバナーの指示の下に開催された地区委員会、または正

- 式に公表されたロータリークラブの都市連合会に出席すること。また、
- (4) 他クラブの例会に出席の目的をもってそのクラブの例会定刻に定例会場に赴いたとき、当該クラブが定例の時間または場所において例会をひらいていなかった場合。または、
 - (5) 理事会承認のクラブの奉仕プロジェクトまたはクラブが提唱した地域社会の行事や会合に出席および参加すること。または、
 - (6) 理事会の会合、または理事会が承認した場合、選任された奉仕委員会の会合に出席すること。または、
 - (7) クラブにウェブサイトを通じて、平均30分の参加が義務づけられた相互参加型の活動に参加すること。

会員が14日以上にわたり海外で旅行している場合、会員が旅行中他国で例会に出席するならば、メイクアップ期間に拘束されない。このような出席は、会員の海外旅行中欠席した例会のメイクアップとして有効とみなされる。

- (b) 例会時において：例会のときに、
- (1) 本節(a)項の(3)にあげた会合の一つに出席のため、適切な直行日程による往復の途次にある場合。または、
 - (2) R I 役員、委員、ロータリー財団管理委員がロータリーの職務に携わっている場合。または、
 - (3) 地区ガバナーの特別代表として、新クラブ結成中、ロータリーの職務に携わっている場合。または、
 - (4) R I に雇用されている者が、ロータリーの職務に携わっている場合。または、
 - (5) メイクアップする機会ができないような僻遠の地で、地区、R I またはロータリー財団の提唱する奉仕プロジェクトに直接かつ積極的に従事している場合。または、
 - (6) 理事会が正当に承認したロータリー職務に従事していて例会に出席できない場合。

第2節 転勤による長期の欠席：会員が転勤先で長期にわたって実際に業務に従事している場合、会員の所属クラブと転勤先の指定クラブ間の合意があれば、会員は勤務先における指定クラブの例会への出席が所属クラブの出席の代わりとなる。

第3節 出席規定の免除：次のような場合、出席規定の適用は免除されるものとする。

- (a) 理事会の承認する条件と事情による欠席の場合。理事会は、正当かつ十分な理由による会員の欠席を認める権限を持つ。このような出席規定の適用の免除は、最長12ヶ月間までとする。ただし、健康上の理由から12ヶ月間を超えて欠席となる場合は、理事会が改めて、当初の12ヶ月の後に、さらに一定期間の欠席を認めることができる。そのような健康上の理由による欠席は、クラブの出席記録上で欠席として算入されないものとする。
- (b) 一つまたは複数のロータリー・クラブのロータリー歴と会員の年齢の合計が85年以上であり、さらに出席規定の適用を免除されたい希望を、書面をもって、クラブ幹事に通告し、理事会が承認した場合。

第4節 R I 役員の欠席：会員が現役のR I 役員である場合、その会員に対する出席規定の適用は免除されるものとする。

第5節 出席の記録：本条第3節(a)の下に出席規定の適用を免除された会員がクラブ例会を欠席した場合、その会員と会員の欠席は、出席記録に含まれないものとする。本条第3節(b)または第4節の下に出席規定の適用を免除された会員がクラブ例会に出席した場合、その会員と会員の出席は、本クラブの出席率の算出に使う会員数と出席者数に含まれるものとする。

第10条 理事および役員

第1節 管理主体：本クラブの管理主体は、細則の定めるところによって構成される理事会とする。

第2節 権限：理事会は全役員および全委員会に対して総括的管理権を持つものとし、正当な理由ある場合は、そのいずれをも罷免することが出来る。

第3節 理事会による最終決定：クラブのあらゆる事項に関する理事会の決定は最終的なものであって、クラブに対して提訴する以外にはこれを覆す余地はない。しかしながら、会員身分の終結の決定に関しては、会員は第12条第6節の規定に従って、クラブに提訴するか調

停または仲裁に訴えることができる。このような提訴の場合、提訴の対象となった決定は、理事会が指定した例会において、定足数の出席を得て、その出席会員の3分の2の投票によってのみ覆すことができるものとする。そして当該例会の少なくとも5日前の、当該提訴の予告が、幹事により各会員に対して与えられていなければならない。もし提訴が行われた場合は、クラブの決定が最終決定となる。

第4節 役員：クラブの役員は、会長、直前会長、会長エレクト、幹事、会計とし、1名または数名の副会長、および会場監督を役員に含めることができる。このうち、会長、直前会長、会長エレクト、副会長（任命された場合）、および幹事は、全員理事会メンバーとする。また、会計、および会場監督（任命された場合）は、細則の定めるところに従って、理事会のメンバーとすることができる。

第5節 役員選挙

- (a) 会長を除く役員の任期：各役員はクラブの細則の定めるところに従って選挙されるものとする。会長を除き、各役員は選挙された直後の7月1日に就任し、選挙された任期中または後任者が然るべく選挙されかつ適格となるまで在任するものとする。
- (b) 会長の任期：会長は細則の定めるところに従って、就任する直前の18ヶ月以上2年以内に選挙されるものとし、選挙された時点から、会長ノミニーを務めるものとする。会長ノミニーは、会長として就任する前の年度の7月1日に会長エレクトの役職名が与えられるものとする。会長は7月1日に就任し、1年間、または後任者がしかるべく選挙されて適格となるまで、その職務に当たるものとする。
- (c) 資格要件：各役員および各理事は、いずれも本クラブの瑕疵なき会員でなければならない。クラブ会長の候補者は、指名に先立つ少なくとも1年間、当クラブの会員であるものとする。ただし、1年未満であっても、当該会員の奉仕がこの要件の趣旨を満たしていると地区ガバナーが判断した場合は例外となる。会長エレクトはガバナーエレクトから特に免除されない限り、会長エレクト研修セミナーと地区研修協議会に必ず出席しなければならない。免除された場合は、所属クラブによって指名された代理を必ず派遣しなければならない。この代理人は会長エレクト本人に対し結果報告するものとする。会長エレクトが、ガバナーエレクトからの免除を受けずに、会長エレクト研修セミナーおよび地区研修協議会に出席しない場合、あるいは、免除されても指定の代理をこれらの会合に派遣しなかった場合、かかる会長エレクトはクラブ会長に就任出来ないものとする。このようなことが起こった場合、会長エレクト研修セミナーおよび地区研修協議会、もしくはガバナーエレクトが十分であるとみなした研修に出席した後任者が正式の手続きによって選挙されるまで、現会長がクラブ会長を継続して務めるものとする。

第11条 入会金および会費

すべての会員は、細則の定める入会金および年会費を納入しなければならない。但し、第7条第4節(a)に従い、本クラブの会員として受け入れられた移籍会員、他クラブに属していた元会員、あるいは本クラブに再入会する本クラブ元会員は、2度目の入会金の納入を義務づけられないものとする。本クラブの会員として受け入れられ、入会の前2年以内にローターアクトとしての会員身分を終了したローターアクターには入会金の支払いが義務づけられないものとする。

第12条 会員身分の存続

第1節 期間：会員身分は、次に定めるところによって終結しない限り、本クラブの存する間存続するものとする。

第2節 自動的終結

- (a) 会員資格条件：会員が、会員の資格条件に欠けるようになったとき、会員身分は自動的に終結するものとする。但し、
 - (1) 理事会は会員が本クラブの所在地域またはその周辺地域外に移転する場合、新しい地域社会にあるロータリークラブを訪問して知り合いになってもらうために1ヵ年以内の期間に限って、出席義務規定の特別免除を与えることが出来る。但しこの場合、同会員は引き続

きクラブ会員たるすべての条件を満たしていることが前提である。

(2) 理事会は本クラブの所在地域またはその周辺地域外に移転する会員の会員身分を保持できる。但し、同会員は引き続きクラブ会員たるすべての条件を満たしていることが前提である。

- (b) 再入会：会員の会員身分が本節(a)項の規定によって終結した場合、終結時におけるその会員の身分が瑕疵なきものであれば、同人は同じ職業分類または別の職業分類の下に、新たに入会申込をすることができる。2度目の入会金の納入は義務づけられないものとする。
- (c) 名誉会員の会員身分の終結：名誉会員の会員身分は、理事会が決定した期間の終了をもって自動的に終結する。しかしながら、理事会は名誉会員身分の期間を更に延長することができる。理事会はいつでも名誉会員身分を取り消すことができる。

第3節 終結—会費不払

- (a) 手続き：所定の期限後30日以内に会費を納入しない会員に対しては、その分かっている最新の宛先に、幹事が書面をもって催告しなければならない。催告の日付け後、10日以内に会費が納入されなければ、理事会の裁量に従って会員身分を終結しても差し支えない。
- (b) 復帰：理事会は、その嘆願がありかつクラブに対する同人のすべての負債が完済されれば、元会員を会員身分に復帰させることができる。しかしながら、同人の以前の職業分類が本定款の第8条第2節に適用していない場合はいかなる元会員も正会員に復帰させることはできない。

第4節 終結—欠席

- (a) 出席率：会員は
 - (1) 年度の各半期間において、メイクアップを含むクラブ例会出席率が少なくとも50%に達しているか、クラブのプロジェクト、その他の活動に少なくとも12時間参加していなければならない。または、バランスのとれた割合でその両方を満たしていなければならない。
 - (2) 年度の各半期間に、本クラブの例会総数のうち少なくともその30%に出席、またはクラブのプロジェクトに参加しなければならない。(R I理事会によって定義されたガバナー補佐はこの義務を免除されるものとする。)

会員が規定通り出席できない場合、その会員身分は、理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、終結することができる。

- (b) 連続欠席：会員の会員身分は理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、または第9条第3節もしくは第4節に従う場合を除き、連続4回例会に出席せず、またメイクアップもしていない場合、クラブ理事会は、その欠席がクラブ会員身分の終結を要請していると考えられる旨通知するものとする。その後、理事会は過半数によって会員の会員身分を終結することが出来る。

第5節 他の原因による終結

- (a) 正当な根拠：理事会はいかなる会員も、本クラブの会員としての資格条件に欠けるようになった場合は、もしくは他に十分と認められる根拠があれば、特にその目的のために招集された理事会の会合において、出席している全投票理事の3分の2を下らない賛成投票によって、その会員身分を終結することができる。本会合の指針となる原則は、第7条の第1節、「四つのテスト」、及びロータリークラブ会員として持つべき高い倫理基準とする。
- (b) 通知：本節(a)項の下に会員身分を終結する前に、当該会員はかかる懸案案件について、少なくとも10日間の予告を書面によって与えられ、理事会にたいして書面による答弁を提出する機会を与えられなければならない。また理事会に出頭て、自分の立場を釈明する権利を持つものとする。かかる予告の通達は配達証明便、または書留郵便によって、分かっている最新の宛先に送付されなければならない。
- (c) 職業分類の充填：本節の規定によって理事会が正会員の会員身分を終結した場合、もし提訴があれば、これに対する聴聞の期限が切れて本クラブの決定または仲裁人の決定が発表されるまでは、本クラブは当該会員のもっていた職業分類の下に新しい会員を選挙してはならない。但し、たとえ終結に関する理事会の決定が覆されても、新会員の入会によって同一職業分類に属する会員の制限を越えない場合はこの限りではない。

第6節 会員身分の終結に提訴または調停、仲裁を求める権利

- (a) 通知：幹事は、理事会決定後7日以内に、その理事会の会員身分を終結させる決定を、書面をもって当該会員に通知しなければならない。その会員は通告の日付後14日以内に、幹事に対する書面をもって、クラブに提訴するか、調停を要請するか、もしくは第15条に定める仲裁に訴えるか、いずれかの意思にあることを通知することができる。
- (b) 提訴に対する聴聞の期限：提訴する場合は、提訴を通告する書面を受理してから21日以内に行われるべきクラブの例会において、当該提訴の聴聞を行うために、理事会はその日取りを決定しなければならない。例会およびその例会で行う特別案件について、少なくとも5日間の予告が書面をもって、全会員宛に与えなければならない。提訴が聴聞される場合には、会員のみが出席するものとする。
- (c) 調停もしくは仲裁：調停もしくは仲裁に使用される手続は第16条に規定された通りである。
- (d) 提訴：もし提訴が行われた場合は、クラブの決定が最終決定となり、当事者すべてを拘束するものとなり、仲裁を要することはできない。
- (e) 仲裁人または裁定人の決定：もし仲裁が要求され、仲裁人によって下された決定もしくは両仲裁人が合意に達し得なかった場合、裁定人による決定が最終であって、当事者すべてを拘束するものとなり、提訴することはできない。
- (f) 調停の失敗：調停を要求したが、調停に失敗した場合、本節(a)項の規定に従い会員はクラブに提訴するか、仲裁に訴えることが出来る。

第7節 理事会による最終決定：もしクラブに対する提訴も行われず、仲裁も要求されなかった場合は、理事会の決定は最終決定となる。

第8節 退会：いかなる会員も、本クラブからの退会申出は書面をもって行い（会長または幹事宛）、理事会によって受理されなければならない。但し、当該会員の本クラブに対するすべての負債が完済されていることを前提とする。

第9節 資産関与権の喪失：いかなる理由にせよ、本クラブの会員身分を終結された者は、すべて本クラブに入会した時点で地元の法律の下でその会員がなんらかの権利を得ていた場合、本クラブに属するいかなる資金その他の財産に対しても、あらゆる関与権を喪失するものとする。

第10節 一時保留：本定款のいかなる規定にもかかわらず、理事会の見解において、

- (a) 会員が、本定款に従うことを拒否または怠った、あるいは会員としてふさわしくない振る舞い、またはクラブに害をもたらすような振る舞いをしたという信憑性のある告発があった場合、および、
- (b) 立証された場合、これらの告発が、当該会員の会員身分を終結するのに正当な理由となる場合、および、
- (c) 当該会員がその結果を待つ間、または理事会が適切と考える措置が取られるまでは、当該会員の会員身分に関していかなる措置も取らないことが望ましいとされる場合、および、
- (d) クラブの最善の利益のために、当該会員の会員身分に対する票決を取ることなく、当該会員の会員身分を一時保留とし、当該会員が例会やそのほかの本クラブの活動への出席や、本クラブのいかなる役職や任務からも除外されるべきである場合（本項の目的のため、当該会員は出席義務を免除されるものとする）、

理事会は、その3分の2以上の賛成票によって、理事会の決定する期間と追加条件に従い（ただし、いかなる場合も、正当に必要であるとみなされる期間内で）、前述の通り会員の会員身分を一時保留とすることができる。

第13条 地域社会、国家および国際問題

第1節 適切な主題：地域社会、国家および世界の一般福祉にかかわる公共の問題の功罪は、本クラブ会員にとって関心事であり、会員の啓蒙となり各自が自己の意見を形成する上で、クラブ会合における公正かつ理解を深める研究および討議の対象として適切な主題というべきである。しかしながら、クラブはいかなる係争中の公共問題についても意見を表明してはならない。

第2節 支持の禁止：本クラブは公職に対するいかなる候補者も支持または推薦してはならない。
またいかなるクラブ会合においても、かかる候補者の長所または短所を討議してはならない。

第3節 政治的テーマの禁止

(a) 決議および見解：本クラブは、政治的性質をもった世界問題または国際政策に関して、討議ないし見解を、採択したり配布してはならない。またこれに関して行動を起してはならない。

(b) 嘆願：本クラブは、政治的性質をもった特定の国際問題の解決のために、クラブ、国民、政府に対して嘆願してはならない。また書状、演説、提案を配布してはならない。

第4節 ロータリーの発祥を記念して：ロータリーの創立記念日（2月23日）の週は、世界理解と平和週間と呼称する。この1週間は、本クラブはロータリーの奉仕活動を祝い、これまでの業績を振り返り、地域内と世界中で、平和、理解、親善のためのプログラムに重点を置く。

第14条 ロータリーの雑誌

第1節 購読義務：R I 細則に従って、本クラブがR I 理事会によって、本状規定の適用を免除されていない場合、各会員は、会員身分を保持する限りR I の機関雑誌またはR I 理事会から本クラブに対して承認並びに指定されている地域的なロータリー雑誌を購読しなければならない。購読の期間は、6ヶ月を1期として取り扱い、本クラブの会員となっている限り継続し、1期中途で会員でなくなった場合にはその期の末日をもって終わるものとする。

第2節 購読料：購読料は、半年ごとに、クラブが、その前払い金を会員から徴収し、R I の事務局にまたはR I 理事会の指定によって購読することになった地域的出版物の発行所に送金しなければならない。

第15条 ロータリーの目的の受諾と定款・細則の遵守

会員は、入会金と会費を支払うことによって、ロータリーの目的の中に示されたロータリーの原則を受諾し、本クラブの定款・細則に従い、その規定を遵守し、これに拘束されることを受諾するものとする。そしてこれらの条件の下においてのみ、会員は本クラブの特典を受ける事が出来る。各会員は定款・細則の印刷物を受け取ったかどうかにかかわらず、定款・細則の条項に従うものとする。

第16条 仲裁および調停

第1節 意見の相反：理事会の決定に関する事以外で、現会員または元会員と本クラブ、クラブ役員、または理事会との間に意見の食い違いが起これ、このような場合のために規定されている手続きによっては、どうしても解決できない場合、その問題は論争当事者のいずれかが幹事に要請し、調停によって裁定を行うか仲裁によって解決をはかるものとする。

第2節 調停または仲介の期限：調停または仲裁の場合、理事会は論争当事者と協議して、調停または仲裁の要請を受理してから21日以内に行われるよう、調停または仲裁の日取りを決定しなければならない。

第3節 調停：このような調停の手続きは、国もしくは都道府県に対し管轄権を有する関係当局によって承認されたものであるか、または代替の争議の解決方法を含む専門知識に定評のある優れた専門職団体によって推薦されたものであるか、または国際ロータリー理事会もしくはロータリー財団管理委員会が定めて指針文書によって勧められるものとする。調停人にはロータリークラブの会員のみが指定されることが出来る。クラブは適切な調停技能と経験を有するロータリークラブの会員を任命するよう地区ガバナーもしくはガバナーの代表人に要請することができる。

(a) 調停の結果：調停によって当事者同士が合意に達した結果もしくは決定は、記録されるものとし、各当事者ならびに調停人がその記録をそれぞれ保管するものとする。さらに、理事会にも記録を1部提出し幹事がそれを保管するものとする。クラブへの報告のために、当事者が承諾できる結果の要約文を作成するものとする。当事者の一方が調停内容を十分に履行しなかった場合、もう一方は会長または幹事を通じて、さらに調停を要請する事が出来る。

(b) 調停の失敗：調停を要求したが、調停が失敗した場合、論争当事者は本条の第1節に定める仲

裁に訴える事が出来る。

第4節 仲裁：仲裁が要請された場合、両当事者はそれぞれ1名の仲裁人を指定しなければならない。裁定人または仲裁人にはロータリークラブの会員のみが指定されることが出来る。

第5節 仲裁人または裁定人の決定：もし仲裁人が要求され、仲裁人によって合意に達した決定もしくは両仲裁人が意見の一致を見なかった場合、裁定人による決定が最終であって、当事者すべてを拘束するものとなり、提訴する事は出来ない。

第17条 細 則

本クラブは、R Iの定款・細則、R IによってR Iの管理上の地域単位が認められている場合にはその手続規則、および本定款と矛盾しない細則を採用しなければならない。細則は、本クラブの管理のために、さらに追加規定を認めるものとする。同細則は、細則中に定められているところに従って随時改正する事が出来る。

第18条 解釈の仕方

「郵便」「郵送」および「郵便投票」という用語には、経費を節約し応答を頻繁にするために、電子メール(Eメール)およびインターネット・テクノロジーの活用が含まれるものとする。

第19条 改 正

第1節 改正の方法：本条第2節に規定されている場合を除き、本定款は、規定審議会によってのみ改正できる。その方法については、R I細則の改正について同細則で定めているものと同じとする。

第2節 第2条と第3条の改正：定款の第2条(名称)および第3条(クラブの所在地域)は、定足数を満たした数の会員が出席した本クラブの例会においていつでも出席している全投票、会員の最低3分の2の賛成投票によって改正する事が出来る。但し、当該改正案の通告が、これを議する例会の少なくとも10日前に各会員及びガバナーに郵送されなければならない。そしてさらに、かかる改正は、R I理事会に提出してその承認を求めなければならない。その承認があつて初めてその改正は効力を発するものとする。

八尾ロータリークラブ細則

目 次

| 条 | 題 目 | 頁 |
|-----------------|--------------|--------|
| 1 | 定 義 | 定・細-12 |
| 2 | 理 事 会 | 定・細-12 |
| 3 | 理事および役員選挙 | 定・細-12 |
| 4 | 役 員 の 任 務 | 定・細-13 |
| 5 | 会 合 | 定・細-13 |
| 6 | 入会金および会費 | 定・細-14 |
| 7 | 採 決 の 方 法 | 定・細-14 |
| 8 | 奉 仕 部 門 | 定・細-14 |
| 9 | 委 員 会 | 定・細-14 |
| 10 | 委員会の任務 | 定・細-15 |
| 11 | 出席義務規定の免除 | 定・細-16 |
| 12 | 財 務 | 定・細-16 |
| 13 | 会員選挙の方法 | 定・細-17 |
| 14 | 決 議 | 定・細-17 |
| 15 | 例会議事の順序 | 定・細-17 |
| 16 | 改 正 | 定・細-18 |
| 17 | 発 効 | 定・細-18 |
| 八尾ロータリークラブ細則 内規 | | |
| | 第1条第1節に関する内規 | 定・細-19 |
| | 第5条第2節に関する内規 | 定・細-19 |
| | 慶弔規定 | 定・細-19 |
| | 事務局員雇用規定 | 定・細-20 |

八尾ロータリークラブ細則

2023年7月1日

第1条 定義

1. 理事会：本クラブの理事会
2. 理事：本クラブの理事会メンバー
3. 会員：名誉会員以外の本クラブ会員
4. R I：国際ロータリー
5. 年度：7月1日に始まる12ヶ月間

第2条 理事会

1. 本クラブの管理主体は、本クラブの会員11名からなる理事会とする。
すなわち会長、直前会長、会長エレクト、幹事、会計と、理事として任命された副会長および会場監督、本細則第3条第1節に基づいて選挙された4名以内の理事をもって構成する。
2. 同一の役職が数名選出され、もしくは1名が複数の役職を重任することにより総議決数が偶数となる場合は、八尾ロータリークラブ定款第10条第4節に定められた範囲において、理事会の裁量で議決権の付与を調整、決定するものとする。

第3条 理事および役員の選挙

第1節

- (イ) 会長は、理事および役員を選出すべき年次総会の5週間前までの例会において、候補者指名委員会（以下「指名委員会」という）を設けるため、9名の委員候補者氏名を発表し会員の賛成を得て委嘱し、委員長は委員の内より前々年度会長がその任にあたる。
- (ロ) 委員長は、直ちに「指名委員会」を招集して、次の案件を審議しなければならない。
 1. 次々年度の会長候補者指名に関する提案… 現会長が、会長の資料および候補者名簿を「指名委員会」に提出する。
 2. 次年度の副会長・幹事・会計・会場監査（SAA）ならびに4名の理事候補者指名に関する提案… 次年度会長エレクトが会員の資料および候補者名簿を「指名委員会」に提出する。
- (ハ) 「指名委員会」において審議決定された前記各候補者氏名は年次総会の2週間前の例会において「指名委員会委員長」により発表され、年次総会において賛否を問われるものとする。
- (ニ) 年次総会において、賛成過半数を獲得した候補者は、それぞれ理事及び役員に当選したものとして、会長によって発表される。
- (ホ) 前項によって次々年度会長に選ばれた会員は、7月1日に始まる次年度に、役員たる会長エレクトとして理事会のメンバーに入り、次々年度の7月1日に会長に就任するものとする。
- (ヘ) 「指名委員会」は、毎年度新たに設け、任期終了を持って自動的に解散する。なお、「指名委員会」は、現会長、次年度会長、前々年度会長および、ロータリー歴3年以上の会員より入会年次層を代表するものをもって構成する。

第2節 選出された理事および役員に、次年度7月1日に会長エレクトとなるべき次々年度会長を加えて、次年度理事会を構成する。

第3節 理事またはその他の役職に生じた欠損は理事会の決定によって補填するものとする。

第4節 理事エレクトまたは役員エレクトの地位に生じた欠損は、残りの被選理事会の決定によって補填されるものとする。

第5節 第4節の規定にかかわらず、会長エレクトに欠損を生じたときは、第1条第1節の手続により決定する。

第6節 次年度会長は、次年度理事会の承認のもとに、次年度副幹事、副会場監督（SAA）を委嘱することが出来る。なお、副幹事及び副会場監督は準役員とする。

第4条 役員の仕事

第1節 会長

本クラブの会合および理事会の会合において議長を務め、その他通常その職に付随する任務を行うことをもって会長の任務とする。

第2節 直前会長

理事会のメンバーとしての任務、および会長が理事会によって定められるそのほかの任務を行うことをもって、直前会長の任務とする。

第3節 会長エレクト

理事会メンバーとしての任務およびその他会長また理事会によって定められる任務を行うものとする。

第4節 副会長

会長不在の場合に本クラブの会合および理事会の会合において議長を務め、その他通常その職に付随する任務を行うことをもって副会長の任務とする。

第5節 幹事

会員の記録を整理保管し、会合における出席を記録し、クラブ、理事会および委員会の諸会合の通知を発送し、これらの会合の議事録を作ってこれを保管し、全会員の人頭分担当金および半期報告を提出した7月1日または1月1日よりも後にクラブ会員に選ばれた正会員の比例人頭分担当金を記載した毎年1月1日および7月1日現在の半期会員報告、会員変更報告、毎月の最終例会の後15日以内に地区ガバナーに対して行わなければならない月次出席報告を含む、諸種の義務報告をR Iに対して行い、R I公式雑誌の購読料を徴収してこれをR Iに送金し、その他通常その職に付随する任務を行うことをもって、幹事の任務とする。

第6節 会計

すべての資金を管理保管し、毎年1回およびその他理事会の要求あるごとにその説明を行い、その他通常その職に付随する任務を行うことをもって会計の任務とする。その職を去るに当たって会計はその保管するすべての資金、会計帳簿、その他あらゆるクラブ財産を、その後任者または会長に引き継がなければならない。

第7節 会場監督 (S A A)

通常その職に付随する任務およびその他会長または理事会によって定められる任務を行うことをもって会場監督の任務とする。

第8節 副幹事・副会場監督 (準役員)

副幹事、副会場監督の任務は幹事および会場監督をそれぞれ補佐し、その不在の場合にその任務を代行することとする。

第5条 会合

第1節 年次総会

本クラブの年次総会は、毎年12月の第1例会日に開催されるものとする。そしてこの年次総会において、次々年度の会長および次年度の理事・役員を選挙を行わなければならない。

第2節 例会

本クラブの毎週の例会は、水曜日12時30分から13時30分まで開催するものとする。例会に関するあらゆる変更または例会の取消しは全てクラブ会員全員に然るべく通告されなければならない。本クラブの会員はすべて、名誉会員（またはクラブ定款の規定に基づき、理事会によって出席を免除された会員）を除き、例会の当日その出席または欠席が記録され、その出席は本クラブまたは他のロータリークラブにおいてその例会に充当された時間の少なくとも60%出席していたことが実証されるか、もしくは定款第19条第1節と第2節の規定によるものでなければならない。

第3節 総会定足数

会員総数の3分の1をもって、本クラブの年次総会の定足数とする。

第4節 理事会

定例理事会は、毎月第1例会日に開催されるものとする。臨時理事会は会長がその必要ありと認

めたとき、または2名の理事から要求があるとき、会長によって召集されるものとする。但し、その場合然るべき予告を行わなければならない。

第5節 理事会定足数

理事の過半数をもって理事会の定足数とする。

第6条 入会金および会費

第1節 入会金は10万円とし、入会承認に先だって納入すべきものとする。但し定款第11条の規定に該当する場合はこの限りではない。

第2節 会費は年額33万円とし、毎年7月、1月にその半額を納入する。中途入会者が納める会費は月割りとし、ザ・ロータリアン誌・またはロータリーの友誌の購読料も会費と同時に納入し、人頭分担金および地区資金他の各々については定め額を納入すべきものとする。

第3節 会長は、必要のあるとき理事会の承認を得て臨時会費の額を定め、随時これを徴収することが出来る。

第7条 採決の方法

本クラブの議事は、役員および理事を投票によって選挙する場合を除き、口頭による採決をもって処理されるものとする。

第8条 奉仕部門

奉仕部門は、本ロータリークラブの活動のための理念と実践の枠組みである。それはクラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕、青少年奉仕である。本クラブは、奉仕部門の各部門に積極的に取り組むこととする。

第9条 委員会

第1節

(イ) 会長は理事会の承認のもとに次の常任委員会部門を設置するものとする。

①クラブ管理運営部門 ②青少年奉仕部門 ③職業奉仕部門 ④社会奉仕部門 ⑤国際奉仕部門
その他、必要に応じて同様の手続きを以て特別委員会を設けることができる。

(ロ) 会長は、理事会の承認のもとに各部門の中に必要と考える特定の分野を担当する委員会を設置するものとする。

(ハ) 会長は理事の中から各部門の担当理事を任命し、且つその中の委員会の委員長及び少なくとも2名以上の委員を任命するものとする。

(ニ) 会長は職権上、すべての委員会の委員となるものとし、その資格において委員会に付随するあらゆる特典を持つものとする。

(ホ) 各部門担当理事は本細則によって付託された職務及び更にこれに付け加えて会長または理事会が付託する事項を処理するものとする。理事会によって特別の権限を与えられた場合を除き、これらの担当理事は理事会に報告してその承認を得るまでは行動してはならない。

(ヘ) 会員は会長により要請された役員、及び委員の就任を拒むことなく、指定された職に就くことが望ましい。また、本細則によって別段の定めがある場合を除き、継続事業の状態に応じて連続2年以上の重任を妨げるものではない。

(ト) 会長は本クラブ運営のため理事会承認のもとに必要と考える臨時の委員会(特別委員会等)を設置することが出来る。

(チ) 各部門は、担当理事(委員長)と特定分野を担当する委員長によって構成される。

第10条 委員会の任務

第1節 クラブ管理運営部門

この部門は、クラブの効果的な運営に関連する活動について指導し実施するものである。

この部門の中に出席、親睦活動、プログラム、クラブ研修、クラブ広報の5委員会を設置する。

- (イ) 出席委員会 この委員会は、すべての会員があらゆるロータリーの会合に出席すること。これには、地区大会、都市連合会、地域大会および国際大会等への出席を奨励する方法を考案するものとする。この委員会は特に本クラブの例会に出席できない場合、他クラブ例会への出席を奨励し、全会員に出席規定を周知せしめ、出席をよくするためのよりよき奨励案を講じ、そして出席不良の原因となる諸事情を確かめてこれを除去することに努めるものとする。
- (ロ) 親睦活動委員会 この委員会は、会員間の親密度を高め、友誼を増進し、用意されたクラブのレクリエーションおよび社会的諸活動への参加を会員に奨励し、本クラブの一般的目的の遂行上会長または理事会が課する任務を果たすものとする。
- (ハ) プログラム委員会 この委員会は、本クラブの例会および臨時の会合のためのプログラムを企画、準備し、手配しなければならない。
- (ニ) クラブ研修委員会（併：規定文献委員会、会員増強委員会、会員研修委員会）この委員会は、
1. 会員の勧誘と会員維持に関する包括的な計画を立て、常に本クラブの会員増強を図るため未充填の職業分野を充填するために適当な人物を推薦するよう積極的に努めるものとする。会員選考については、会員に推薦されたすべての者を個人的な面から検討して、その人格、職業上および社会的地位並びに一般的な適格性を徹底的に調査し、そして、すべての申込に対する委員会の決定を理事会に報告するものとする。
 2. 職業分類については、毎年出来るだけ早く、遅くとも8月31日以前にその地域社会の職業分類調査を行い、その調査から職業分類の原則を適用し、充填、未充填職業分類表を作成しなければならない。そして、あらゆる職業分野の問題について理事会と協議しなければならない。
 3. 会員候補者にロータリークラブ会員の特典と責務に関する情報を提供し、会員特に新会員に、会員の特典と責務に関する適切な理解を与え、会員にロータリー、その歴史、綱領、規模、活動に関する情報を提供し、国際ロータリー管理運営の動向についての情報を提供する方策を提供し、これを実施するものとする。
 4. 八尾ロータリークラブ定款・細則、その他の規定の整備
 5. 国際ロータリーの定款・細則、手続要覧等の研究
 6. ロータリークラブに関する分権の研究、調査に努め、併せて交換されたバナーの整備を行う。
 7. 入会候補者が例会を見学する場合は、事前に紹介者が出席する会員増強委員会にて書類選考を行うこととする。
 8. 会員増強委員会については、会長エレクトが委員長を務めることとする。また会長ノミニーは承認された時点で、会員増強委員会の委員も兼務する。
- (ホ) クラブ広報委員会（併：会報委員会）この委員会は、
1. 一般の人々にロータリーについての情報を提供し、クラブの奉仕活動を推進する計画をたて、本クラブのために適切な宣伝を行う方策を考案してこれを実施するものとする。
 2. クラブ会報の刊行によって、関心を促して出席の向上を図り、毎例会のプログラムを発表及び、前回の例会の重要事項を報告し、親睦の増進と、全会員のロータリー教育に寄与し、クラブ、会員、並びに世界各地のロータリープログラムに関するニュースを伝え、本クラブの歴史的資料の記録と整理を任務とする。また、雑誌月間の主催及び「ロータリーの友」等の雑誌についてはクラブ例会において毎月雑誌の簡単な記事の紹介を行って、新会員の意識向上に努めるとともにロータリアン以外の人々にも役立てるものとする。

第2節 職業奉仕部門

職業奉仕委員会は、本クラブの会員が、その職業関係における諸責務を遂行し、各会員の職業における慣行の一般水準を引き上げる上に役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実践するものとする。

第3節 社会奉仕部門

社会奉仕委員会は、本クラブの会員がその地域社会に対する諸責務を遂行する上に役立つ指導と援助を与えるような方策を考案し、実施するものとする。

第4節 国際奉仕部門

この部門の中に、国際奉仕とロータリー財団の2委員会を設置するものとする。

- (イ) 国際奉仕委員会 この委員会は、本クラブの会員が国際奉仕に関する事柄においてその諸責務を遂行する上に役立つ指導と援助を与えるような方策を考案し、これを実施するものとする。また、本クラブ(または当地区)が、日本国外における国際的な社会奉仕活動に協力する方策を考案し、これを実施する。

なお国際交流に関しては、姉妹クラブや友好クラブとの交流を活発化し、地区の関係委員会などとの協調により、広く世界のロータリークラブやロータリアンとの交流を図る方策を考案しこれを実施する。

- (ロ) ロータリー財団委員会 この委員会は、資金的寄付とプログラムへの参加を通じてロータリー財団を支援する計画を立てて、これを実施するものとする。

第5節 青少年奉仕部門

この部門の中に青少年奉仕とインターアクトとローターアクトの3委員会を設置する。

- (イ) 青少年奉仕委員会

この委員会は次世代を担う青少年の健全なる育成のための諸方策を考案し実行するものとする。

- (ロ) インターアクト委員会

この委員会はインターアクトクラブの運営を指導し、援助を与え、そして本クラブとの間に密接な協力関係を維持することに努めなければならない。なお、年々継続性を保つため委員の重任を妨げない。

- (ハ) ローターアクト委員会

この委員会は本クラブにおいて提唱した八尾ローターアクトクラブの運営に関する指導及び育成のための活動を行うものとする。

また、米山奨学担当を設置して会員が米山記念奨学会の活動に協力するよう指導し推薦し、役立つ方策を思案し実施するものとする。

第6節 特別委員会

この委員会は、理事会の承認のもとに、必要と考える臨時の委員会を設置するものである。

この特別委員会の統括は会長がその任に当たるものとする。

第11条 出席義務規定の免除

理事会に対し書面をもって、正当かつ十分な理由を具して申請することによって、会員は、出席義務規定の免除が与えられ、12ヶ月を超えない限りに於て、本クラブの例会出席を免除される。

(注：このような出席義務規定の免除は会員身分の喪失を防ぐためのものである。しかし、本クラブに対してその会員を出席同様にみなすためのものではない。その会員が他のクラブの例会に出席しない限り、出席を免除された会員は欠席と記録されなければならない。但し、八尾ロータリークラブ定款第9条第2節の規定に基づいて認められた欠席は本クラブの出席記録に算入されない。)

第12条 財務

第1節 会計は本クラブの資金の少額を手許現金として留保し、その他の全てを理事会の指定する金融機関に預金しなければならない。クラブの資金は2つの部分に分けられるものとする。すなわちクラブ運営と奉仕活動運営に関する予算である。

第2節 本クラブの全ての収入および支出は担当理事、管理および会計の署名または押印した入金伝票により行い、支払いは会計が振り込みまたは、現金で行う。

第3節 本クラブの会計年度は、7月1日から翌6月30日に至るまでの期間とし、会費徴収の目的のためにこれを7月1日より12月31日に至る期間、および1月1日から6月30日に至る期間の二半期に分けるものとする。国際ロータリーに対する人頭分担金と雑誌購読料の支払いは、毎年7月1日および1月1日現在の会員数に基づいておこなわれるものとする。(注：半期の途中に入会した会員の雑誌購読料は、R I事務局からの仕切り状に基づいて

支払われるものとする。)

第4節 各会計年度の始めに理事会はその年度の収支の予算を作成し、または作成せしめなければならない。その予算は理事会によって承認された後、各費目ごとに支出の限度となるものとする。但し、理事会の議決によって別段の指示がなされた場合はこの限りではない。

第5節 本クラブの会計処理は、毎年1回理事会の指名する会計幹事により、毎期末に監査を受けなければならない。

第13条 会員選挙の方法

第1節 本クラブの正会員によって推薦された会員候補者の氏名は書面をもって、本クラブ幹事を通じ、理事会に提出されるものとする。移籍する会員または他クラブに所属していた元クラブ会員は、元クラブによって正会員に推薦されてもよい。この推薦は、本条に別段の規定ある場合を除き、事前に漏らしてはならない。

第2節 理事会は、その被推薦者がクラブ定款の職業分類と会員資格の条件をすべて満たしていることを確認するものとする。

第3節 理事会は推薦書の提出後30日以内にその承認または不承認を決定し、これをクラブ幹事を通じて、推薦者に通告しなければならない。

第4節 理事会が決定を承認した場合は、被推薦者に対し、ロータリーの目的および会員の特典と義務について説明しなければならない。この説明後、被推薦者に対し、会員推薦書式に署名を求め、また、本人の氏名および本人に予定されている職業分類をクラブ会員に発表することについて承諾を求めなければならない。

第5節 被推薦者についての発表後14日以内に、理事会がクラブ会員（名誉会員を除く）の誰からも推薦者に対し、理由を付記した書面による異議の申し立てを受理しなかった場合は、その人は名誉会員でないなら、本細則に定める入会金を納めることにより、会員に選ばれたものとみなされる。理事会に対し異議申し立てがあった場合は、理事会は次の理事会会合において、この件について票決を行うものとする。異議の申し立てがあったにもかかわらず、入会が承認された場合は、被推薦者は、名誉会員でないなら、所定の入会金を納めることにより、クラブ会員に選ばれたものとみなされる。

第6節 このような選挙後に、クラブ会長は、当該会員の入会式とオリエンテーションを行い、クラブ幹事は当該会員に対して会員証を発行し、新会員をR Iに報告しなければならない。クラブ研修委員会は、入会式で新会員に贈呈する適切な資料を提供し、当該新会員がクラブに溶け込めるよう援助することを担当する会員を1名指名するものとする。

第14条 決議

事のいかんを問わず本クラブを拘束する決議または提案は、理事会によって審議された後でなければ本クラブによって審議されてはならない。もしかかる決議または提案がクラブの会合で提起されたならば、討議に付することなく理事会に付記しなければならない。

第15条 例会議事の順序

- ①開会宣言（点鐘・合唱）
- ②来賓・来訪ロータリアンの紹介
- ③出席報告
- ④委員会報告
- ⑤会長・幹事の報告
- ⑥会場監督（S A A）の報告
- ⑦卓話・その他のプログラム
- ⑧閉会（点鐘）

なお、食事の時間を含む場合は上記議事いずれの前後に配しても差し支えないこととする。

第16条 改正

本規則は、定足数の出席する任意の例会において、出席会員の3分の2以上の賛成投票によって改正することが出来る。但し、かかる改正案の予告は当該例会の少なくとも10日前までに各会員に郵送されてなければならない。クラブ定款、およびR I 定款、細則と背馳するごとき改正または条項追加は行うことはできない。

第17条 発効

本細則の改訂は、2025年7月1日より発効するものとする。

八尾ロータリークラブ細則内規

第1条第1節に関する内規

- ①会長は、指名委員会の委員長候補者および委員候補者の推薦にあたって、特に次の事項に留意しなければならない。
 - (イ) 次々年度会長候補者、および次年度理事役員候補者と目される会員を除くことがのぞましい。
 - (ロ) 当該年度の指名委員長がその任務を果せない事情が生じた場合前年度の指名委員長がその任にあたるものとする。
- ②次々年度会長候補者の選考にあたっては、会長経験者を招集し、広く意見を徴取するとともに、手続要覧に定められた有資格者中から、少なくとも就任時にはロータリー歴10年以上有すると共に年齢50才以上のものを推薦することがのぞましい。
- ③次年度理事・役員候補者の選考に際して、会員のロータリー歴および、諸役の経験を加味して、慎重に検討することがのぞましい。
- ④当該年度の指名委員長である前々年度会長は理事会に出席することが出来る。

第5条第2節に関する内規

会員会費一部免除の件

1. 長期欠席者の会費について

長期欠席者については本人の体調不良による事情で、長期に亘り例会に出席できない場合、医師の診断書もしくは書面の提出により、理事会の承認を得て下記の如く会費の一部を免除するものとする。

会費一部免除申請条件

- (1) 出席規定免除者であること
- (2) 入会20年以上であること
- (3) 満80歳以上の会員
- (4) 長期にわたる病氣療養中の会員
- (5) その他やむを得ない特別事情による申請については理事会において審議する。

上記の項目に当てはまる会員は半期ごとに書面で申請し、理事会の承認を必要とする。理事会で承認された会員については会費のうち半期5万円を免除するものとする。

慶弔規定

第1条 目的

この規定は、八尾ロータリークラブ会員、家族及び関係者に対する慶弔並びに見舞いに関して定めることを目的とする。

第2条 適用範囲

この規定に定めるところにより慶弔等のあった日から1ヶ月以内に会員、家族または関係者から会長に通知のあったものに対し、第3条以下の条項に従い慶弔の意を表するものとする。

第3条 慶事

会員が叙勲、受賞、学位称号等を受けた場合。その他会員の身辺または職場等に特に慶事(喜寿・米寿等)があった場合は適宜祝意を表することが出来る。

1. 叙勲、国家表彰、功労賞、学位称号、及び上記に準ずる受賞等：3万円程度の金品
2. 喜寿、米寿：3万円程度の金品

第4条 疾病

会員が疾病又は傷害等により入院が1週間以上に及んだ場合：1万円

第5条 災害

会員の住居又は職場が火災、風水害その他の災害により著しく被害を受けた場合は、その実情により適宜慰問又は見舞いを理事会で検討する。

第6条 死亡

会員もしくはその家族が死亡した場合

1. 会員：3万円及び供花又は楡
2. 会員夫人：2万円及び供花又は楡
3. 会員の父母並びに子女：1万円及び供花又は楡

第7条 関係者

当クラブ会員以外で当クラブと特に密接な関係のあるものに対する慶弔並びに見舞いについては、前各条の規定に準じて会長が理事会に諮り、その都度これを定める。但し、急を要し理事会に諮る暇のない時は、会長の裁量によって決定することが出来る。

第8条 裁量

前各条の慶弔等に関する金品の種類又は額の決定については会長の裁量にゆだねる。

第9条 実施者

以上の慶弔並びに見舞いの実施に当たっては会長、副会長、幹事内2名以上、もしくはそのうちの1名と他の会員1名以上が同行して行うものとする。

第10条 施行

本規程は2007年12月5日より施行する。

この内規は、改正又は修正の必要が生じた場合、規定文献委員会は理事会に提出し承認を得て改善することが出来る。

事務局員雇用規定

第1条 総則

本規定は、八尾ロータリークラブが雇用する事務局員に適用されるものとする。

第2条 雇用契約

八尾ロータリークラブの特性上、会長をはじめとする理事・役員が毎年改選されるため、事務局員の雇用期間は原則、ロータリークラブの年度と同じ毎年7月から翌年6月までの1年間とする。新年度の理事・役員は、当該年度が始まるまでに、雇用契約更新の有無を事務局員に対して通知するものとする。

第3条 労働時間、休日など

勤務時間や勤務曜日、休日などは別途、発生が予想される業務量も考慮しながら当該年度の理事・役員と事務局員が話し合いの上で決定する。

また本来休日にあたる日に出勤した場合などは、代休の取得などについて双方の話し合いの上で決定することができる。

第4条 賃金

賃金については、契約年度の理事・役員が決定する。

第5条 定年、退職、解雇

定年は満60歳とし、定年に達した月の末日をもって退職とする。ただし双方が希望する場合、雇用を延長することができる。

事務局員が退職を希望する場合、責任を持って後任者への引き継ぎを行うものとする。

勤務状況が著しく不良で改善の見込みがない場合や、懲戒解雇に相当する事由がある場合などは、解雇することがある。

第6条 その他

本就業規則に定めのない事項に関しては都度、契約年度の理事・役員が協議の上で決定する。

第7条 施行、改正

本就業規則は、2017年7月5日より施行する。

改正の必要が生じた場合、理事会の承認を得て改正することができる。

ロータリーの目的

ロータリーの目的は、意義ある事業の基礎として奉仕の理念を奨励し、これを育むことにある。具体的には、次の各項を奨励することにある。

- 第1 知り合いを広めることによって奉仕の機会とすること。
- 第2 職業上の高い倫理基準を保ち、役立つ仕事はすべて価値あるものと認識し、社会に奉仕する機会としてロータリアン各自の職業を高潔なものにすること。
- 第3 ロータリアン一人一人が、個人として、また事業および社会生活において、日々、奉仕の理念を實踐すること。
- 第4 奉仕の理念で結ばれた職業人が、世界的ネットワークを通じて、国際理解、親善、平和を推進すること。

四つのテスト

言行はこれに照らしてから

- ① 真実か どうか
- ② みんなに公平か
- ③ 好意と友情を深めるか
- ④ みんなのためになるか どうか

Rotary

